

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序はお手元に配付のとおりです。

2番、高野議員の質問を許します。2番、高野議員。

○2番（高野正君） おはようございます。2番、高野でございます。ただいま議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

教育長に質問させていただきたいのですが、10月より新たに新教育長を迎え、期待しているところでございます。新教育長にという新たな質問ではございません。いつも教育長がかわられる都度同じような質問をさせていただいております。

それでは質問しますが、1つ目に、教育長の教育への思い、小・中学校はもとより、ひまわりこども園、学童保育においても管轄内であると考えているところですが、それらへの教育方針はどのようなものでしょう。教育論を存分にお示してください。

2つ目に、小学校の統合については、現状でお尋ねするのは時期尚早かもしれませんが、生徒数、あるいは学校の建てかえ等のお考えがあればお示してください。

3つ目に、先ほど先生が同僚の先生をいじめ、問題になっていました。大変残念なことです。当町ではどうでしょう。そのようなことはないとは思いますが、先生が生徒をいじめるということはありませんか。教育というのは単純で易しい事柄ですが、これを複雑化する、ややこしいものになっているのは、幾つもの多重行政にしている文部科学省だと思っておりますが、教育長はどのようなお考えですか。例えば、各町村には教育課がありますが、都道府県にもあります。いかがですか。

5つ目に、全国学力テストについてお尋ねします。公表するというお考えはないですか。

6つ目に、子ども・子育て支援に関しては、どのような支援をされていくおつもりですか。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） おはようございます。

高野議員には、私の教育への思いということでご質問をいただきました。議会の場で私の教育に寄せる考えを発言させていただく機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。

高野議員のご質問1、2は関連がございますので、まとめて答弁させていただきます。

私の好きな言葉の一つに、「ふるさとが学びをつくり、学びがふるさとをつくる」という言葉があります。全国的に地方の人口減少、若者の人口流出が大きな課題となっていることは周知のとおりです。美浜町も同様であることは、私以上に高野議員も危惧されてお

ることと存じます。

そのような状況にあって、町の活性化には教育の充実が大きな役割を担うものと考えています。アユは生まれた川に戻ると言います。この言葉にあるように、子どものある地域から温かくされ、感謝の気持ちを持って育った子どもは、美浜町で生まれ育ったことに誇りと愛着を持ち続け、「ふるさとみはま」として、つながりを持ち続けてくれるものと考えます。そして、その思いが強ければ強いほど、進学等で一度は美浜町を離れても、また「ふるさとみはま」に戻ってくれる根源になるものと思います。

具体性に欠け申しわけございませんが、今申し上げましたことを根底に置き、ひまわりこども園を含めて、学校教育においては、地域とともに歩む学校を目指した運営を進めたいと考えます。そのために、保護者の皆様、地域、町民の皆様のご理解とご支援をいただき、チーム美浜として子どもたちとかかわり、美浜町で育ってよかったと思ってもらえるような取り組みを進めてまいりたいと存じます。

小学校の統合につきましては、高野議員ご承知のとおり、町内3小学校の統合については、平成13年11月に発足しました美浜町小学校統合問題検討懇談会を緒とし、町内3小学校の統合について検討を始めました。そして、平成20年4月に和田小学校と三尾小学校が統合されました。これについては、三尾区住民の皆様はそれぞれの思いを持ちながら、子どものために苦汁の決断をされたことと推察いたします。また、この統合は、町内3小学校の統合を視野に入れたものでありました。

その後、平成21年1月には美浜町統合問題検討委員会が設置され、和田小学校、松原小学校の統合について検討を重ね、同年8月に検討結果を教育委員長に答申しました。

答申内容は、平成26年度まで統合は時期尚早であること。それ以降については、和田小学校と三尾小学校統合の経緯を踏まえ、児童数の推移と校舎の老朽化の状況を見ながら統合の方向で検討すべきであるという結論でした。加えて、学校は地域社会の共有財産、精神的なよりどころでもあり、地域に根差した学校づくりを進めていくことが望ましい旨述べられております。

以上のような経緯をたどり、現在に至っています。

そこで、高野議員ご質問の、和田・松原両小学校の統合につきましてですが、今年度当初の児童数は、和田小学校151人、松原小学校143人であり、全ての学年が1学級となっています。今後も減少傾向は続く予想されます。

これは、さきの統合問題検討委員会でも論議になった、クラスがえがができる学年2学級以上の学校規模という適正規模の基準を下回っており、統合を俎上にのせる時期に入ったと言えなくはありません。しかし、全国的に東日本大震災の復興では、学校は地域コミュニティの核となったという実態や、少子高齢化の中で地域とともに歩む学校として学校の存在意義が見直され、適正規模という基準をもとにした学校統合は見直されつつあるのが現状であると思います。

したがって、ピンチをチャンスにと言いますが、児童数減少＝学校統合という流れ

に乗るのではなく、児童数減少をチャンスと捉え、冒頭申し上げました「ふるさとが学びをつくり、学びがふるさとをつくる」をキーワードに、児童に対してはきめ細かい特色ある教育を進めるとともに、地域に密着した学校運営を進めたいというように考えます。

3番目のご質問ですが、高野議員ご指摘の神戸市内の小学校の事件については、学校現場の経験者の私としましても驚いただけでなく、強い憤りを感じました。この事件のニュースが流れた後の10月の校長会で、風通しのよい組織風土づくりをしてほしいという言葉で校長、園長にお願いしました。

先生の生徒へのいじめについては、体罰、教師の心ない言葉で児童・生徒を傷つけるといった事例が考えられます。町教育委員会としましては、体罰の厳禁を含む服務規律の厳正保持、職員の人権意識の向上について機会あるごとに指導するとともに、職員の不祥事は、たとえグレーゾーンと思われる内容でも迅速に教育委員会に報告するよう通知しているところでございます。

現在のところ、そういった情報の把握はしておりません。重大な問題と捉えておりますので、もしそういった情報をお聞きしましたら、ご連絡いただければありがたく存じます。

4番目のご質問の多重行政の教育というご指摘ですが、法体系から見ますと、教育基本法が根本にあり、この教育基本法に基づいて学校教育法、社会教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が定められています。その教育基本法は、第16条第1項で、教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適切に行われなければならない。第2項で、国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。第3項で、地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならないと定めてあります。

第16条第2項で国の役割、第3項で地方公共団体の役割を定めています。

高野議員ご指摘のように、各都道府県教育委員会と市町村教育委員会が並立しているわけですが、これについても地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、第2条で各都道府県及び市町村に教育委員会の設置を義務づけております。

一方、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条では、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県教育委員会は市町村に対し、教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができると定めてあります。同法が文部科学省、都道府県教育委員会、市町村教育委員会相互の関係を定めております。

現実には、各市町村が単独で教育行政全てをカバーすることは職員数や財政面から不可能であり、地域の実情に合わせたきめ細かい施策については市町村教育委員会が受け持ち、文部科学省や都道府県教育委員会から指導助言を受けるという結果になっています。

ご質問5番目の全国学力テスト結果の公表についてでございますが、文部科学省の全国学力学習状況調査実施要項において、調査により測定できるのは学力の特定の一部であ

ること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要であるとし、結果の公表については、公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること、特に、「学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること」「平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず」と示されています。

このことを踏まえ、美浜町教育委員会としましては、従前から学校別の平均正答率などの数字の公表については行わないという方針で臨んでまいりました。現状ではこの方針で行きたいというふうに考えます。ただし、調査の目的を達成するために多方面から調査結果を分析し、教育委員会と各学校が連携して町内の児童・生徒の学力向上に努めたいと考えます。

ご質問6番目の子育て支援の方法についてですが、まず始めに、誰もが気軽に身近なところで子育てに関する相談、情報提供が受けられる相談窓口の充実が必要であると思われます。特に、ひまわりこども園の「子育てつどいのへや」では、未就園児と保護者を対象に、親子リズム体操や水遊びなどを通じ、親同士の親睦を深め、情報交換を実施したり、栄養士による食の話や、看護師による健康や発達に関する話などを実施するとともに、子育て相談日を設けてございます。

また、本年12月からは、健康推進課で子育て世代包括支援センターがスタートしており、福祉と教育の連携は必要と私自身思っておりますので、協力できるところは協力してまいります。

次に、子育て家庭が安心して子どもを預けられるよう、ひまわりこども園や学校、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の施設整備や研修などを通じて、保育教諭、教諭、指導員の質の向上を図り、充実した環境整備に取り組んでまいります。また、延長保育、一時保育、病児・病後児保育など、子育て家庭のニーズに合った事業展開に取り組んでいますが、必要とあれば、新規事業の実施や既存事業の見直しなどにも取り組んでまいります。

最後に、ひとり親家庭や障害で支援が必要な子どもなどの、配慮を必要とする子どもを支援するため、準要保護家庭や特別支援教育家庭への経済的支援、保育、教育など、必要なサービスの利用促進に取り組んでまいり所存でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 総論で、何も反対とか質問とか、本当はないんですが、少しぼやきを入れさせていただいて、ちょっと二、三質問したいことがございます。

ぼやきと言いますのは、文科省といういろんな部会があります。肝心な教育のところは全部その部会で決めておる。結局文科省の名前だけ出して、決めているの誰やと、別のところで決めてる。こういうことで何が起こるかと言いますと、例えば、今話題になっている先生の残業、残業手当をもらっているかどうか知りませんが、100時間以内でと。

年間だと。日々の管理できへんのに、週の管理も月の管理もできないということで、年間で管理してどうするのか。いきなり12月になって残業多いから冬休み休んでくださいってなものになると思うんですが、そんなものです。

それとか、昨年度の小・中児童数の自殺、多かったです。その前の年の倍行っているはずです。原因が6割以上不明。原因が不明ということないですよ。恐らく各地方自治体の教育委員会から報告を受けたものを受けとって、そのまま原因わかりませんよ、6割以上と言っているだけなんです。

教育長も校長先生を退職されて、いろんな教育の現場は非常によくわかっておられると思うんですが、うちに来て特別職になられて、うちの職員ですよ、まあ言えば。ところが、これがまた問題なのが、学校は町のもんです。ところが、いてる先生方は県職です、この辺のそこのやりとりで非常にどこかここかで風落ちになると思うんです。だから、自治体としては、県職をやめられた校長先生を教育長に据えられることが多いんですが、余り教育長になられますと、ついつい煙たがられて疎遠になってきます。どういうことが起こってくるかという、過去に私、中学校、ひまわりこども園と避難訓練したらどうなと言った。そしたら、校長先生は上へ逃げるからやりませんと。うちは上の階に逃げるんです。その年度のうちにやっているんです。どうせするならやりますと言えば、こっちは気ええけれども、やりませんと言うといてやる。

また、もっとほかに言えば、上に逃げると言いながら西山へ逃げる訓練しているんです。おかしいじゃないですか。やっぱりそういう全権は校長が持っておられる。そんな中でついついそういった疎遠がそういうことにつながってくるんです。

台風来た。生徒帰すか帰さんか。これも全権校長が持っています。帰すのも校長、帰さないのも校長。こういうことがどういうことになってくるかと言いますと、当町においても1点だけの質問です。いじめないのかあるのか。子ども同士のいじめやないです。先生が生徒をいじめる。先生はいじめているつもりないんです。だからわからない。これはどういうことになるかと言いますと、言葉のいじめ。例えば、こら、サッカーばかりやっているから、サッカーなんかやめてまえ。これ、子どもの生徒の人権無視しているんです。やめてしまえという。そうちごでサッカー一生懸命やっている。サッカーもやってええよと。これも一生懸命やれやと、そういうどっちも一生懸命やれというのが指導やないかと思うんですが、やめてしまえって。過去にも先生が生徒をいじめる事件がありました。校長が速やかな対処で事なきを得ましたけれども、だからここで言ったことないです。その先生は休職に入ってやめられました。結局そういうことが教育委員会に全然耳に入らないんです。私らも聞いたらやっぱり校長に交渉しに行く。先生ちょっとと。こういう保護者からの話あるんやけれどもと。そういう教育長がおっしゃる風通しのいい学校、教育委員会、そういったつながりを今一度お示しをいただきたいなと思う。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 高野議員のただいまのご質問に対してお答えいたします。

まず、後半部分の教師の生徒に対するいじめというんですか、その対応のまずさという点のご指摘だったと思います。確かにそういう事案については全くないとは言い切れないと存じます。それは高野議員ご指摘のように、教師自身は子どもを励ましているつもりやと。しかし、その言葉遣いというのにつきましては子どもを傷つける、そういう結果のこともあるかもわかりません。それはやっぱり言葉の大事さというのを教師も自覚しなければならぬというのは私も従来から考えてきたところでございます。

ですから、先ほどの答弁の中でも答えさせていただいたんですけれども、やはり風通しのよい組織風土、それと、グレーゾーンと言いますか、もっと言葉を砕いて言えば、箸の転げたことでも、おやと思うことがあれば、これはやっぱりもう教育委員会のほうに報告していただきたいというのが本質でございます。そのつもりでいろんな場を通じて教職員、特に校長には指導していきたいというふうに考えております。

もし、そういう話が地域住民、保護者の方から耳にしましたら、これはぜひとも学校へ直接お話をさせていただくのも、これ大事なことなんですけれども、教育委員会のほう、私のほうにも耳に入れていただきたい。その中で、またその事案の解消だけではなく、次に同じような問題を引き起こさないという観点からも重要なことと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、いろんな面でその学校の管理というのは字義的には校長が責任を負うものでございます。しかし、管理するのは、設置しているのは美浜町、美浜町の教育委員会ということでございますので、校長の方針に対しての責任は全て教育委員会、教育長が持つものと考えております。それにつきましても十分意思疎通をしているつもりではございますけれども、そごがあった場合もあるかもわかりません。そのときには、ぜひともいろんなことを、コミュニケーションというの是一方的なやりとりでなくて、双方向のやりとりが大事やというふうに思います。その点についても、これから検証をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

以上です。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は9時45分です。

午前九時二十九分休憩

——・——  
午前九時四十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

6番、碓井議員の質問を許します。6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） おはようございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問させていただきます。

まず、自動体外式除細動器（AED）について質問させていただきます。

AEDは心肺停止状態時において非常に有効な機器であると思ひます。もちろん本町に

においてもAEDを多数リースしているので、同じ認識だと思います。AEDはその特性上、いつどこで必要になるかわかりません。

そこで、質問ですが、町でリースしているAEDはもとより、知り得る限りの町内におけるAEDの設置場所、使える時間帯、例えば24時間使えますとか、8時から17時の間ですとか、その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

碓井議員のご質問で、1点目、自動体外式除細動器（AED）について、町内のAEDの設置実態についてをお答えいたします。

日高広域消防事務組合消防本部のホームページに掲載されている美浜町内のAEDマップ状況によりますと、美浜町役場でリースしているAEDにつきましては、役場、旧三尾小学校、地域福祉センター、ひまわりこども園、町内2小学校、中学校、中央公民館ほか町内4公民館の分館及び体育センターの各施設に1台ずつ設置しており、合計13台でございます。

そのほかの町内各施設におきましても、紀州農業協同組合で2施設、和歌山病院、養護老人ホームときわ寮、特別養護老人ホームときわ寮、陸上自衛隊和歌山駐屯地等にもAEDを設置しているようです。

次に、使用時間につきましては、常駐されていない施設は業務時間内のみとなりますが、24時間常駐されている施設については、緊急時はいつでも使用することができるかと聞いてございます。

なお、24時間常駐している施設につきましては、町内では5施設となっております。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） では再質問をさせていただきます。

ただいまのご答弁によりますと、町がリースしているAEDは13台で、その他は6カ所の施設に設置されているとのことだと思います。そして24時間利用できるのは常駐者のいる5カ所の施設。この5カ所というのは、ご答弁から推察して老人ホームの2カ所、和歌山病院、自衛隊和歌山駐屯地、そしてこの美浜町の役場、この5施設だと思います。

この5施設は24時間使えると。この24時間使える中で特養の1カ所、これを除けば全て和歌山病院から自衛隊までの区間、この区間には24時間使える施設が4つある。でも美浜町は縦に長いですね。浜ノ瀬には24時間使えるものはない、そういうような形になってくるのかなと。

それと、先ほど4カ所の公民館の分館、これは日中基本的にあいているのか、多分あいてはいない。何か行事がなかったらあいてはいないと思うんですけど、ですから13カ所と6カ所とで19カ所というようなことになっていますが、ふだん8時～17時でも使える場所というのは、それよりはるかに少なくなってくると思うんですよ。それで夜とかだったら、特にその5カ所しかないということで、例えばもし浜ノ瀬で夜何かありまし

たとなったら、CPRをしてAEDを待っている間、1分間に100回以上心臓マッサージCPRは、胸骨圧迫はせないかんという形になっているので、大変な作業やと思うんですけども、わかっている和歌山病院までとりに来れる、それでも数分かかります。下手を打ったら救急車のほうが早いかわかりません。そういう状態のAEDの分布状態やというふうに思うんですけども。

そこで、質問となりますが、今もう言っているんですけども、24時間使える5カ所というのは今私が言った5カ所なのか、それと4カ所の公民館の分館は基本的に開錠はされているのか、その辺ちょっとしっかり教えていただきたいと思います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員の再質問にお答えいたします。

碓井議員おっしゃるとおり、24時間使える場所につきましてはその5カ所でございます。

公民館分館におきましては、常時開いていないというのが現状でございます。

ただ中央公民館につきましては午前8時半から午後10時まで、松原地区公民館につきましては午後0時から午後10時までという形で、ほかの分館については常時あいていないという状況でございます。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 今町長に教えていただいたように、僕が思っていたのとほぼ変わらないんですけども、今のその状態で、今もお伝えさせてもらいましたけれども、あるところに固まっている。これは施設柄仕方がない。施設のある場所がそういうふうになっているので仕方がないところはあると思うんです。でも同じリース料を払うんだったら、もっとうまく分布させて美浜町全体に行き渡るように。

例えば三尾地区において、多分三尾の公民館1カ所しか置いていないと思うんです。ほかの施設で誰かが置かれているというのはあるのかもわからんけれども、置かれてはいないと思うんですが、このような状況で放置しておいていいものかどうか。もうちょっとうまく満遍なく置けるように考えたらどうかと思うんですけども。

私が思っているのは、例えば町の消防団の消防車の車庫、ここに全部置いたら各地区にあります。浜ノ瀬にもあります。新浜にもあります。和田にもあります。どこにでもあります。あれは場所的に皆さんご存じやと思います。車庫どこにあるか。24時間あいています。その中には、そういうことをしたら、盗難されたらどうするんやとかという話が出てくると思うんですけども、消防機材というのは基本的に盗難されても仕方がない。仕方がないと言ったらちょっと語弊がありますけれども、それよりその盗難を受ける危険性より人の命を救うほうを重視しているというような形やと思うので、その辺もちょっと含めて今後考えていただけないものかというのを、ちょっと町長にお伺いしたいと思うんですけども、どうですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 議員おっしゃるとおり、本当にいつどこで必要になるかわかりません。本当に今消防団の車庫だったら全部地区にあるんでいいんじゃないかということなんですけれども、やはり管理上、盗まれて何もされないような機械でしたら大丈夫かと思うんですが、それを悪さされて使われるとちょっと危険なものでもあるので、どうなのかなという話も我々係としたところなんですけれども。

まずこの質問をしていただいて、私は自分自身も全体まちの中にどれだけAEDがあるのかというのを知らなかった。公共施設だったらわかっていたんですが、ほかの施設にあることも知らなくて、本当に知れたことはよかった。

だから、これをまず皆さん町民の皆さんに周知できたらなと思っております。24時間使えるところはここなんだよというような場所も周知することも大切かと思います。また、満遍なく配るよということをおっしゃっていただきましたので、またいろいろ今後課題として考えていけたらと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 今の町長のご答弁をありがとうございます。今後ね。

僕も今回初めてこういうことを聞いて、どこにあるかというのを確認させていただきました。ちょっと偏っているな、ちょっと使いづらいなというふうな感想を持ちました。それで質問させてもらった。

町長が今言われたように、今後これをもとに前向いていきたいというお答えだと思うんで、これはそういうふうに行っていただきたいと思います。

次の質問に入らせてもらいます。

次に、まちの人口対策について質問させていただきます。

町においても高校3年までの医療費無償化を実施するなどいろいろ対策を講じているものと思います。しかし近年、本町の人口はますます減少し7,000人を割り込もうかとしていると思われます。また空き家や解体した後の空き地もふえ続けているように思います。

しかし新たな住宅もできてはいます。ただ私が感じているのは、住宅が建設されている場所は、その多くが新たに分譲されたところに建設、建築されているように思われます。もちろん分譲した会社の努力という面も大きいとは思いますが。

そこで、町長に質問ですが、1点目として、旧来の住宅地にある空き地より新たに開発された分譲地のほうが住宅建築時において選択されているのはなぜだと考えますか。

2点目として、現時点で住宅建築時において町が行っている補助事業にはどのようなことがありますか。また、町内在住者の場合と他市町からの転入者の場合の違いはありますか。

この2点をお願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員の2点目、町の人口対策について、1つ目、住宅建築

時において、旧来の住宅地にある空き地より新たな分譲地のほうが選ばれているように思えるが、町長の考え方についてをお答えいたします。

この件につきましては、個々の考え方があると思います。例えば分譲地のほうが広告や展示会など目につく機会が多くありますし、手続が簡素であったり下水道などの整備、土地の形や道路条件といったさまざまな利便性もかかわってくると思います。一方、耐震性能のない古家を取り壊して建てかえる場合もございます。いずれにいたしましても、個人の価値観が大きく影響するのではと考えてございます。

2つ目、住宅建築時の町からの補助事業の有無と種類についてお答えいたします。

まず、住宅建築時の補助制度として、公共下水道認可区域及び農業集落排水事業公益地区以外に建築される場合、一定の条件を満たす方に合併浄化槽設置整備事業補助金の交付を行っております。また、防災の観点から耐震基準を満たさない住宅を耐震補強、耐震改修、あるいは建てかえを行う場合、それに要する費用のうち上限を設けた補助を行っております。

町内在住の場合と他市町村からの転入者の場合との違いにつきましては、現在住民登録されている、もしくは工事後速やかに住民登録をされる方が対象となっております。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

今の1点目の質問に対しての町長のご答弁なんですけれども、今の町長のご答弁と私の質問をあわせると、町長のこの件につきましては個々の考え方があるということで、総じて分譲地のほうが選択されていることが多いというところには、町長も同じ考えかなというふうに感じます。

そこで、なぜ分譲地のほうが、これは町長も書かれていますけれども、広告や展示会などとか、手続、下水道、土地の形、道路状況とか、もちろんそうですね、分譲地のほうがそういうところで。それプラスこの前の区長会するときにもあったんですけれども、旧来のコミュニティーに属したくないというような意見も出てきているように思います。いろいろ多様化ということですね。

今の虫食いのこの小さい美浜町、宅地面積も少ない美浜町において、虫食いのままの空き地を放置しておく、どうしようもないとか手だてをしないというのは、いかがなものかなと思うんです。

例えば美浜町旧来の住宅地というのは、どこを見てもそうです。浜ノ瀬の端から三尾の端まで、道路が狭い、入っていきづらい。今町長がおっしゃっていた欠点というか、選ばれないことの中の一つですけれども、それももちろんありますし、家の前の道路が里道ぐらいしかないところもあります。車どころか車椅子も入っていけないというようなところもあります。

そういうところがもし空き地になった、廃屋になったら、次にそこに家を建てられるかといったらこれは無理ですね。法律上も多分無理やと思います。そういう虫食い状態の

空き地が旧来の住宅地に点々としていって、それを無策に放置したまま人口がふえない、新しく家が建たないとか言い出しても、これはもうこっちの無策やと思うんです。

ですから、その辺難しいことやとは思っています。お金もかかることですし。そこをもうちょっと道路を広げたりとか、都市計画とまではいかないんですけども、そういう整備をするというふうな意思、意欲というのは町長にございますか。どうせえこうせえではないんです。そういう気持ちがあるか。その気持ちがなかったらそれについて前へ行くというようなことはできないので、その辺のところをちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員のご質問にお答えいたします。

意欲があるのかというご質問でございますが、本当にお金があればそうしたい。財政厳しくなければ、そうやって整備していけばまた将来、何十年後かにまた人は戻ってくるのかなという考えはあります。

ただ財政厳しい折、やっぱり人口減少につきましては、お金のかからない今現在空き家バンクの活用も進めているところです。県外からの転入者を受けられるよう担当課も努力しております、今34件の登録があり7件の成立、12名また県外から転入してきております。

本当にそういう整備よりお金のかからないといえますか、そこに今力を入れて努力していきたいと思っているところでございます。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） そういうご答弁になるんだろうなという気はしていたんですけども、確かに町長のおっしゃるとおりやと思うんです。お金がかかる、かからんというのは財政的な面もあるんで、それはもういたし方ないところはあります。

ただでも、小さいまちなんで広げるわけにもいかないので、やっぱり詰めていかないかんところは出てくると思うんです。

例えば津波がどうのこうのというようなお話があっても、うちのまちへ新たに来てくれる人というのはいるわけで、それに対して避難場所、高台云々かんぬんというのはできてきているところです。そういうところにはお金がやっぱり入れるんで、ですから全体的に全部一遍にせえとは言わんで、どうしようもない場所、例えばストレッチャーも入らん里道しか家の前がないよというようなところ、この辺のところはせめて車椅子が入ったりストレッチャーが入ったり、そういうところから始めて、せめてというところをちょっとしていかなと前へは行かんと違うかなと。ないからだめですだけじゃいかなのと違うかなと思うんです。その辺も含めて、もうちょっと前向きなところを考えていただけたらと思うんで、そこをもう一回ちょっと聞きたい。

それと今ちょっと忘れたんですけど、2点目のこの補助事業というのは、合併浄化槽設置の補助というのと、それとこの耐震のほうの補助というこの2点だけで、それ以外はないということで理解させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 補助の分につきましては、今のところもうこの補助になっております。

それと車椅子が入ったりストレッチャーが入ったりぐらいは考えていけよというご意見ですが、本当にそういうふうの一つ一つ、我々浜ノ瀬も狭い道ですので、通るといつもそういうふうなことは考えるんですが、やはり家も建っておられるし、それを立ち退きしてというまだ今美浜町には体力がないので、今後やはり体力ができてきたときにできればいいなど、将来的に考えます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） もう一回だけと無理言わさせてもらったんですけども、今町長おっしゃられた立ち退いてまでとか、言っていることはわかるんです。ただこう言っちゃなんですけども、今町長がおっしゃられたのは、しないための理由づけという面もあると思うんです。立ち退かないといかんところの話だけをしているわけじゃないんで、そうでない場所もある。

ですからできるところからできるようにやっていくというのが基本やと思うんです。せんための理由づけは誰でもしますよね。こんなはだめやから、こういう事例があるから。この事例は全てに関しての事例ではないです。この事例はこの事例。ここはこういう状況がある。それはいろいろ考えた場合にできるところは出てくる。

そこをピックアップして、少しずつでも前へ行くというふうにさせていただきたいということを要望して、終わらせていただきます。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。再開は10時25分です。

午前十時一〇休憩

——・——

午前十時二十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

10番、鈴川議員の質問を許します。10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 議長の許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず、大きな1点目、この10月1日付をもって、古屋修氏の退任を受けて新しく就任されました塩崎善彦新教育長に質問させていただきます。

塩崎新教育長さんとは、私自身は余り面識はありませんが、知る限りにおいては、生まれも育ちも美浜町ということで、若いころより教育現場一筋に歩まれる中、御坊市との縁が深く、一時御坊市の教育委員会に入り、最後は御坊小学校の校長で退職されたと記憶しております。世間の風評も、私が聞く限りにおいては誠実な人柄の中にも筋を通す一徹さも持っておられるということで、その豊富な経験と人柄で美浜町の教育行政に新風を吹き

込んでいただきたい。新しいことに果敢にチャレンジしていただくことを願っています。

そこで、何点か質問させていただきます。

まず1点目、これは新しく教育長に就任された方にはいつもお聞きしていることですが、教育長としての今後3年間の抱負をお伺いします。

学校教育から社会教育、生涯教育に至るまで守備範囲の広い教育行政ですが、その教育行政を進める上での教育長自身の理念、信念をお聞かせください。

2点目は、教育長就任後、約2カ月余り経過した現在、町内小・中学校の定例校長会、また当然教育現場にも足を運ばれ、先日は中学生議会も経験されたことと思います。そうした中での現時点で感じた町の教育、教育現場の現状について、また問題点や課題についてどのように捉えておられますか。

3点目は、子育てにおける家庭教育の重要性とその低下が言われて久しくなります。核家族化、また母子・父子家庭の増加等、社会状況の変化も家庭教育の難しさを一層深めていると思われま。また最近、家庭教育の低下とともに、その格差が広まっているとよく耳にします。子育てに熱心な家庭と放任している家庭の両極端が言われています。

そういう状況下にあって、教育長として家庭教育の再構築に向けてどのようなお考えですか。教育委員会としてできる対策は何だとお考えですか。

4点目は、これはいつものことであろうと思いますが、今回も教育長人事に一番注目し、関心を持っていたのは、町内の教育現場の先生方であろうと思います。現在、教育委員会で取り組んでいる小中連携教育を一層推し進めていく上で何よりも重要になってくるのは教職員のやる気とチームワークであると私は考えています。

今後、町内の学校教育充実に向けて、現場の先生方がモチベーションを上げて取り組んでもらうために、現場を経験された教育長としていかにお考えですか。

5点目として、最後に、現在、三尾地区のNPO法人において、カナダミュージアム、すてぶすとん（レストラン）、遊心庵（ゲストハウス）の3つのハード事業とあわせて、ソフト事業として語り部ジュニアの育成に取り組んでいます。

先日のカナダ東部和歌山県人会一行の来町に際しての地元三尾地区の歓迎会の席上、ことし8月にカナダ、バンクーバーを訪問した語り部ジュニア一行の現地での活動内容が紹介され、教育長も来賓席で見聞されたことと思います。

この語り部ジュニア育成の活動について、教育長としてどのようにお考えですか。

また、ふるさと教育と銘打って取り組んでいるこの活動の主体はNPO法人であります。今後この活動を末永く継続してふるさと教育の充実を図っていくためには教育委員会の側面からの支援が必要であろうと私は思いますが、どのようにお考えですか。

以上5点についてよろしくお願ひします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 鈴川議員のご質問に答弁させていただきます。

鈴川議員には、教育長就任の抱負というご質問をいただきました。高野議員にも答弁さ

せていただきましたが、議会の場で私の教育に寄せる考えを発言させていただく機会を与えていただきましたことに、まず感謝申し上げます。

鈴川議員の1番目、今後3年間の教育行政を推進する上での抱負をいうご質問についてでございますが、高野議員への答弁と重なるところがあるかと思いますが、ご容赦ください。

「ふるさとが学びをつくり、学びがふるさとをつくる」この言葉は、私の教育に対する思いです。社会のグローバル化や人、物の流動性が高まる中、ふるさとという考えは、現在社会と相入れないという考え方の人もいます。これからの社会で活躍するためには、ふるさとという狭い視野ではだめだという考え方もあります。

ふるさとというと、自分が生まれ育ったところというイメージを持ちますが、第2のふるさとという言い方もあります。

先般、ラグビーワールドカップ日本大会で活躍したリーチマイケル選手のように、外国出身で日本国籍を取得された方もふえています。リーチ氏にとっては、日本がふるさとです。今まさに住んでいるところをふるさとと考える、ふるさとを単にノスタルジーで見るのではなく、住んでいるところの自然や産業等、地域を知り、住んでいる人とかかわり、いろんなことに積極的にかかわろうとする、それが冒頭に申し上げました「ふるさとが学びをつくり、学びがふるさとをつくる」の意図するところです。また、町の活性化の原点になるものと考えます。

回りくどい言い方になり、また今のところ具体的な施策等を申し上げることはできませんが、これを理念として議会はもちろんのこと、町民の皆様、町職員、各方面の方々の叡智を結集していく所存です。何とぞよろしくお願いします。

2点目の就任2カ月余りの感想、この間に感じた美浜町の教育の問題点、課題はとのご質問ですが、小・中学校3校には幾度か訪問し、授業や音楽会、学習発表会を参観させていただきました。和田小学校では、学力向上推進校研究、和歌山県小学校道徳教育研究会研究発表会が開催されました。いずれの学校においても、児童・生徒は落ちついた雰囲気であり、行事には生き生きとした表情で取り組んでいると感じました。

また、全国的には深刻ないじめや教職員の不祥事の報道が後を絶ちませんが、本町においては報告は受けておりません。ただし、特に小学校においては子ども同士のトラブルがあったという報告は受けています。しかし、人格形成期にあつて対人関係の持ち方やコミュニケーション能力を形成するための成長過程と捉えられる事象と把握しています。だからといって看過するのではなく、各校では関係児童の心情に寄り添った対応をしています。

教育委員会としましては、大事、小事にかかわらず報告を上げるよう、校長会等を通じて指導し、状況把握に努めています。また、校長には風通しのいい学校運営を心がけるよう指導しているところでございます。

課題としまして、学力向上は外すことはできないと言えます。学力問題では、全国的な

調査としまして全国学力・学習状況調査、和歌山県独自の和歌山県学習到達度調査があり、この結果は各校の児童・生徒の学力の客観的な指標になるものと考えます。この結果を数値にのみに着目するのではなく、多方面から分析し、教員の指導方法の工夫改善に生かすよう、県教育委員会の指導主事の指導助言を仰ぎながら取り組みたいと考えているところです。

ひまわりこども園にも訪問し、園児の様子や保育について参観しました。また、短時間ですが先生方とも懇談しました。ひまわりこども園は、今年度、和歌山県教育委員会の指定を受け、和歌山信愛大学准教授や県教育委員会の指導主事の指導助言をいただきながら保育実践の研究に取り組んできました。先月末には、県下の幼稚園、保育所、認定こども園の関係職員が参観のもと公開保育を行いました。この取り組みを通して、今求められている幼児期につけておきたい力について研修できたものと思います。

3番目の家庭教育についての考えはとのご質問ですが、家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を果たすものと認識しております。しかしながら、鈴川議員ご指摘のとおり、近年の核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化など、家庭や家族を取り巻く社会状況の変化の中で家庭の教育力の低下はますます進んでいると言えます。

子どもの教育の第一義的な責任は保護者が持つものであり、尊重されなければなりません。しかしながら、言うまでもなく、子どもは家庭の中だけで育つわけではありません。学校や地域のさまざまな人たちとかかわり、見守られながら成長していきます。

ここで、改めて家庭教育の低下の背景等について考えてみますと、かつては保護者以外にも多くの大人が子どもに接することで、それらが全体として家庭教育を担ったり、保護者同士や地域の人々とのつながりによって保護者として学び、育ち合う中で子どもたちを地域の子どもの見守り、育てるなど、地域において子育てや家庭教育を支える仕組みや環境がありました。

昨今では、都市化や核家族化、少子化、また雇用環境の変化などにより、こうした地縁的なつながりや人との関係が希薄化し、保護者が身近な人から子育ての仕方を学ぶ機会が減ったり、子育ての悩みなど気軽に相談できる人がそばにいないといったように、保護者や家庭を取り巻く状況、子育てを支える環境も大きく変化しています。また、仕事と子育ての両立の難しさなど、さまざまな要因を背景として家庭の孤立化や忙しくて時間的、精神的ゆとりを持たない状況、さらには児童虐待など、家庭をめぐる問題も深刻化してきています。しかし、こうした状況は決して個々の家庭だけの問題ではありません。保護者の皆さんが安心して子育てや家庭教育ができるよう、家庭教育の大切さを社会全体で考え、支援していくことが大切です。

家庭教育は、これからの未来を支える子どもたちへの大切な贈り物です。そして、子どもを育てることは未来の日本を支える人材を育てる重要な営みですという言葉があります。

保護者の方々の頑張りに対して、地域社会や学校、行政、企業等も力を合わせ、子育て家庭の支えとなり、社会全体で子育てや家庭教育を応援していくことが家庭の教育力向上に必要なことと考えます。

現在、美浜町では、本年3月に子育て支援に関するニーズ調査を実施し、その結果を参考にしながら第2期美浜町子ども・子育て支援事業計画を策定している最中でございます。その中で、今まで申し上げました課題への対応策も盛り込むよう検討しているところです。

一方で、家庭教育の大切さを社会全体で考え、支援していくという視点から、行政主導の支援にこだわらず、子育てサークルなど子育て中の保護者などから成る子育て支援団体との連携も重要と考えます。父親同士が中心となって家庭教育のあり方を考えたり、子どもと触れ合う活動などを行うおやじの会のような活動の広まりにも期待したいと考えます。

4番目の教職員のモチベーション向上というご質問についてですが、鈴木議員ご指摘のとおり、学校現場の先生方が積極的に動いてくれなければ教育委員会がどんな施策を打ち出しても成果を上げることはできないと思います。ところが、教員のモチベーションの源はどこにあるかという点、これは簡単ではありません。これは地方公共団体の職員でも民間企業の従業員でも同様かと思いますが、個人個人によって違いがあるからです。

それで、私自身のモチベーションは何だったかと考えると、子どもの意見を聞き、チャレンジすることを応援し、少しでもかなえることです。校長としては、学校の課題と先生方がやりたいと思うことをうまく仕組みにし、少しでも成功するようにすること、それで笑顔になれる子どもや先生がいたらそれで満足であったように思います。それは、教育長という今の立場になっても共通するところがあります。人の笑顔がモチベーションの源になっています。学校現場の先生方も、子どもや保護者の笑顔が次のやる気へとつながっていくものと思います。

しかし、これは感覚的なことで、教師の使命感に頼り過ぎているかとも思います。組織としてモチベーションを高めるという視点では、次のようなことが大事になってくると思います。1つは、取り組もうとしていることが努力すれば相応の成果が得られそうだという見通しが持てること、次に、魅力ある職場になっていること、すなわち教職員同士が連携して仕事をしていてお互いが意欲を引き出しながらよりよい意見交流の場を持っていること、次に、目標達成に向けて取り組みが徹底されていて全職員が全力で取り組む体制になっていること、加えてその学校の中に自分が目標とする先輩教員や同僚がいることも要因になるかとも思います。また、施設や環境が整っていることや、昨今の働き方改革で指摘される勤務時間の軽減も考えられます。最後に、以上のことを含めて、何といたっても学校長の経営手腕も影響すると考えます。

5番目のNPO法人の語り部ジュニア育成についてのご質問でございます。

11月25日にカナダ東部和歌山県人会の三尾地区の歓迎会に出席させていただき、語り部ジュニアが今年8月にカナダ・バンクーバーを訪問した現地での活動内容などを拝見させていただきました。このような活動に至るまでには、スタッフの皆様方には綿密な計

画のもと長い時間を費やし、語り部ジュニアの育成への並々ならぬご尽力に敬意を表するものでございます。

また、構成メンバーを防災企画課に伺ったところ、12月現在で13名、うち8名が美浜町に住所を置いている中学生と高校生であることを知りました。今後とも、語り部ジュニアの後世への育成、発展に期待しているところでございます。

さて、教育委員会の側面からの支援につきましては、その都度協議し、支援のできる範囲内でできる限りの努力はしていきたいと存じますが、期待に添えない場合もあるかと考えているところでございます。

以上で、鈴木議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴木議員。

○10番（鈴木基次君） ありがとうございます。

今回、新教育長さんには、まだ就任間もない時期ですので、個別の政策はともかく、就任の抱負と大枠の中でそのお考えを質問したところ、一つ一つ丁寧に真摯にお答えいただきました。前段の高野議員の答弁にも同じことが言えると思います。改めて、その人柄といいですか、真摯さを感じさせていただきました。

1回目の答弁で教育長の言わんとしていること、また私も共感する内容が多々ありましたが、二、三もう少し掘り下げてお伺いしたいことがありますので、再質問させていただきます。

まず、1点目の答弁の中で、「ふるさとが学びをつくり、学びがふるさとをつくる」この言葉が教育に対する理念であり原点であるということは理解しました。

そこで、私の質問の一部にもありましたが、社会教育、生涯教育に関してはどのように考えておられるのか。教育長は、学校教育に関しては豊富な経験もあり、いわばプロであると思いますが、生涯学習は今後町づくりを進める上で重要な点であると私は感じていますが、いかがお考えですか。

次に、2点目の町の教育の課題についてであります。教育長は答弁の中で、課題として学力向上は外すことはできませんとおっしゃっています。この答弁は、一般論として述べているとも受けとれますが、私自身は学校関係者、また保護者等の漏れ聞く声から、現在、町内の小・中学校の最大の課題は、ほかに小・中に関しては落ちついている、またいじめ等も余りなく、不登校は若干あるようですけれどもそんな数ではないということで、やはり一番の課題は学力の低下であると私は感じています。それは一過性のものであると願っていますが、もちろん学力というのは教育の中で一つの物差しにすぎず、知育、体育、徳育の3つのバランスのある教育、またそういう人材を育てることが大事だと思いますが、授業がわからなくなるとやはり学校へ行くのが嫌になり、それが不登校やいじめにつながっていくという例が多く見られるのも事実であると感じます。

そこで、教育長として、町内小・中学校の学力の現状についてどのように捉えていますか。答弁の中で述べている全国的な、また和歌山県独自の学力調査の結果を数値のみに着

目するのではなく、多方面から分析し、教員の指導方法の工夫、改善云々とあるのは学力低下の課題克服への対策としての教育長のお考えと認識していいのかどうか、お伺いします。

3点目、家庭教育についての考え、また4点目の教育現場の教職員のモチベーション向上に向けての答弁については、理解できるとともに共感させてもらう点多々ありました。どうかこの答弁の実践、実現に向けて、前述したように前例にとらわれることなく勇気と強いリーダーシップを期待いたします。

最後の5点目のNPO法人の語り部ジュニア育成については、答弁の中で、教育委員会の側面からの支援につきましてはその都度協議し、支援のできる範囲内でできる限りの努力はしますが期待に添えない場合もあると考えていますとのことですが、期待に添えない場合とは具体的に例えばどのような場合とか、現時点でそういう想定があればお答え願いたいと思います。

以上3点について、町における生涯教育のお考え、また2点目の課題、町内の学力の低下の現状、そして最後の語り部について、この3点についてよろしくお願ひします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 鈴木議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、生涯学習の件に関してでございますけれども、社会の変化、特にグローバル化、あるいは情報化、技術革新あるいは高齢化が進む中で、生涯学び続けることの重要性が唱えられて幾久しくなっております。いわゆる生涯学習時代の到来という言葉で言われたこともあるかと存じます。

本町でも、生涯学習関連の事業につきましては、公民館事業あるいは自主サークルによる活動、それからスポーツ団体による活動と学校以外のところでも成人された方々、あるいは子どもたちを巻き込んだ形での生涯学習活動と言えらると思っておりますけれども、いろいろと行われております。活発に行われていると言ってもいいかと思っております。今のところ、状況把握ということではそういうふうに理解しております。

ただ、私の生涯教育、生涯学習ということに関することではございますけれども、今実際行われている生涯学習の活動、これは資産と言えらるかと思っておりますけれども、それを学校教育とうまく融合させていくことで学校教育のまた質を高め、そして将来学び続けるというそういう今の、これは学校教育の課題でもあるわけなんですけれども、そこに結びつけていけるんではないかなというふうに考えております。じゃ今それを具体的にどうするのかということにつきましては、まだちょっとそこまで思いが至っておらない、これにつきましてはおわび申し上げたいというふうに思っております。理念としては、そういうことで今後いろんな関係の方々と意思統一しながら取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

次に、学力の問題でございます。

学力問題と言わせてもらいましたけれども、これはもう学校におきましてはどのような形であれ児童・生徒の学力の向上を図るといのはもう学校の使命でございます。ですか

ら、その学習集団、学校がどれだけ平均的に見たらいい成績を上げようと、しかし平均は平均であって、その平均に到達しない子どももいてるわけで、ですから永遠の課題という捉え方もしております。

ただ、その中で美浜町の実際小学生、中学生がどんな状況なのかと言われますと、先ほどの全国学力・学習状況調査、あるいは和歌山県学習到達度調査においては、これは数値的なのということになります。平均で言いますと若干低いという結果も出ております。

それから、一番最新なものでは、実はきのう県から結果について報告があったんですけども、和歌山県学力・学習状況調査についてはほぼ県の平均、これ数値ということになるんですけども、そのレベルにあるかというふうに思います。

このように、学年、子どもたちの集団によって年々上がったり下がったりするという傾向もございます。ですから、さっき数字的なのということを申し上げましたけれども、それだけで一喜一憂してはもとの実際の授業改善にはつながらないというふうに考えております。

その多方面からの分析という中身には、調査には単なるテストだけではなくて子どもたちの生活状況、よく言われる早寝早起き朝ごはん、これができているかどうか、家でのスマホの使用状況等々もアンケートという形で調査しております。やっぱり生活面、生活規律というのも学力に大きく影響するものと考えます。その生活規律ということが、あるいは社会的規範につながったりするものではないかと思っております。ですから、ただ単に学力という点数にこだわるのではなくて、総合的に学校教育というのを捉えて先生方には今後改善してほしいという思いでございます。

その中の学力ということの中での改善ということであれば、どうしても同じ学校の先生方だけでいろいろ話をして、幾ら討議をしてもやっぱりよそからのいろんな知恵と言うんですか、それをいただかなければ前進というのはないかと考えております。

そこで、答弁にもお答えさせていただきましたけれども、県教育委員会の指導主事の方にも入っていただきましていろいろ助言をいただきながら取り組んでいるという状況もございます。

学力に関しては以上でございます。

あと、NPO法人へのかかわりということでございます。

今答弁の中では、協力と言うんですか、難しい場合もあるというふうにお答えさせていただきました。その中で、じゃ具体的なということの再質問であったかと思うんですけども、それにつきましては、今じゃどういう事態が想定されて、これについてはということまでは難しいと思っております。その都度その都度具体的な事案につきまして協議しながらいきたいというふうに思います。

ただ、考えておりますのは、やっぱり行政主導ではなく、こういうNPO法人の活動には本当に期待しているところでございます。行政の発想にとどまらない、いろんな自由なというんですか、活動も期待されるころだというふうに思います。

ですから、このNPO法人の活動、これからますます発展と言うんですか、していただいていただきたいなど。そのための側面、支援というんですか、それはいろんな制約もある場面もございます。そのことにつきましてはその都度検討しながらまいりたいというのが今の方針でございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） それでは、大きな2点目にいきます。

大きな2点目は、11月中旬に元岩手県知事で東京大学公共政策大学院客員教授の増田氏の講義（講演）を聞く機会がありました。演題は「2040年に向けた自治体の課題と展望」で、現状のままでは少子高齢化が超スピードで進んでいく中で、その分析と対策についての内容でした。

その講義の中で、2014年11月に公布されたまち・ひと・しごと創生法について述べられ、その目的は周知のとおり、1、人口の減少に歯どめをかけて目標出生率を全国平均1.8にする、2番目、東京圏への人口の過度の集中を是正し、2020年には東京圏への転出入を均衡とする、3番、その結果それぞれの地域で住みよい環境を確保し、その結果地方での仕事づくり、コンパクトな町づくり、こういうことでスタートしたわけですが、それから5年経過した現在、その成果がなかなかあらわれてこない。特に東京圏への人口集中は続いている。その原因はいろいろと考えられるが、人口の自然増の回復が本命である。自然増ということは出生率の増ですね、それが本命であるのに短絡的な社会増狙い、近隣町村で人口の奪い合いをしている現状、また地方の中小都市では首長のリーダーシップによりばらつきがあり人材の不足感が著しい。また、本来呼び水の性格のものであるのに行政の色が濃くなり過ぎ、地方創生交付金目当ても目立つ等が挙げられていました。増田氏ならではの辛口の厳しい指摘ですが、なるほどと感じるところも多々ありました。

そこで、来年2020年から2024年にかけての第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略がことしの12月に改定され、地方自治体もそれに沿って地方版総合戦略を策定することになっているということです。

増田氏によると、第2期においては新たな視点に重点を置いて施策を推進するというところで、その新たな視点とは1、地方への人の流れを強化する、2番、新しい時代の流れを力にする、3、人材を育て生かす、4、民間と協働する、5、誰もが活躍できる地域社会をつくる、6、地域経営の視点で取り組む。

以上の新しい視点ですけれども、国の第2期総合戦略の策定に向けた有識者会議の座長を務める増田氏自身が述べられた言葉でありますから大変重みがあり、もう12月に入っていますので、間もなくこうした視点で第2期の施策が改定されるものと思われま

す。そこで、お聞きしますが、町としても第2期に向けての地方版総合戦略の策定に向けた取り組みの現状についてお伺いします。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 鈴川議員の2点目の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に向けて、第2期が間もなく改定されようとしているが、町としての第2期に向けて地方版総合戦略の策定に向けての現状はについてお答えいたします。

平成27年に策定した美浜創生総合戦略につきまして、平成27年度から令和元年度までの5年間の計画期間となっております。現在、国では第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に向け、有識者会議等を開催しており、12月に閣議決定される予定であると伺っております。和歌山県におきましても、国から示された計画を勘案しながら次期総合戦略を策定する予定であると聞いてございます。

したがって、本町も国、県の策定方針を勘案し、計画していきたいと考えております。ただ、本町の場合、第6次美浜町長期総合計画を来年度末に策定する予定となっております。準備を進めております。長期総合計画におきましては、町の指針を示す最上位の計画であることから、次期の美浜創生総合戦略は長期総合計画に沿ったものと考え、現在の美浜創生総合戦略を県内他市町村と同様に1年間延長し、来年度、第6次美浜町長期総合計画とあわせて策定したいと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 今の町長の答弁では、現在の美浜創生総合戦略を県内他市町村と同様に1年間延長するということですね。ということは、現在、三尾のNPO法人の事業や松原地区の煙樹の杜のこの2つの事業は継続したまま美浜町創生事業の位置づけで1年間延長という、そういう認識でいいのでしょうか。

それと、国からの地方創生事業への交付金は令和元年度で終了すると言われていますが、町として1年間延長しても国からの両事業への交付金はなしということでしょうか。それで、交付金なしということであれば町として町内の2つの事業に対して財政的な支援についてはどのように考えられているのか、お伺いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） この美浜創生総合戦略の中の延長については、このNPO法人や煙樹の杜については1年間延長という形ではございません。

交付金の問題ですが、交付金はもう今年度末でなくなります。財政的な支援については、またほかの議員の皆さんもご質問いただいているかと思いますが、まず私ども、議員の皆さんも3年間議論してきていただいていると思います。また、委員会でも継続調査をしていただいている中で、やっぱり私自身1人でこうだと決めるよりも、やはり皆さんの一度意見をお聞きして進めていきたいなと思っております。やっぱりそこら辺、また後ほども答弁させていただきますけれども、はい、そういう考えでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） はい。わかりました。

一応要望というか、現状についてだけちょっと述べさせていただきたいんですけども、先日の区長会との懇談会の中でも町内の両事業の町内の両理事長が地元の区長さんということで、その現況を説明されたんですが、ことしまでは国からの交付金が出ていたのでやれていたが来年度からは自立に向けては大変厳しい状況であると、でも何とか力を合わせて頑張っていかなければならないということを両理事長さんが異口同音に言われていました。

また、三尾のNPOに関しては、私は立場上中幹部にはかかわっていないのですが、理事会には出席を要請されていますので出席させていただいて現状把握に努めさせていただいている状況です。

そういう中で、二、三日前もNPOの理事会がありまして、来年度の自立運営に向けての話し合いが行われ、現状のままですとやはりミュージアム、レストランで合わせて1,000千単位の赤字が出るということで、その赤字を何とか最小限に抑えるために、また売り上げの増加、また人件費の削減等を図るいろいろな方策について話し合われました。

ボランティアでいけるところはそれに頼って、それでも厳しいわけですが、あとは行政の力もかりて何とか最後まで残ったメンバーでこの事業を前に進めていきたいというのが理事さん方の思いであったように私は感じています。

役場の担当課は、そこらあたりの事情はよく把握していることと思いますが、今の町長さんの話を聞いて今検討していると。両理事の役員さん方とも話し合いの中でいろいろ検討していきたいということですので、それはもうそれで結構です。

どうか、そういう両事業の役員さん方の思いもしっかり聞いていただいて、町として、希望としてはやはりここまで来た以上はやれるところまでやれるような体制でいっていただきたいというのが私の思いです。答弁はまだ後、詳しいこと、ほかの議員にされるということですので、これはこれで終わります。

次に、最後の3点目ですが、移動手段の不便さの改善についてであります。

町長は、所信の中で多くの町民から、特に高齢者から通院、買い物への不便さから送迎サービスの仕組みの要望があったと述べています。

私の住んでいる三尾地区においても、路線バスは走っていますがそれが2時間に一本ほど7往復しかなく、しかも買い物や通院にはバス停から相当距離があり、何とかならないかという声が渦巻いています。また、今はやりのコミュニティバスの運行を望む声も上がっています。

そうした中、区も立ち上がり、現在、区民アンケートをとって移動手段の現状や路線バスに対する要望等について調査を進めているさなかであります。町当局も、そうした現状については把握していることと思います。

そこで、質問ですが、まず3月議会で町長は私の一般質問の答弁の中で、例えば社会福祉協議会がサービスの空き時間帯を活用して、社協が所有するデイサービスの送迎用車両等を利用して買い物、通院、通いの場の送迎をするといった仕組みを検討すると答えられ

ています。

現在、社協の送迎用車両の利用を検討段階から実際活用しているのかどうか。もし、活用しているのなら、どの程度、どのような方法で活用しているのか、お伺いします。

次に、路線バスが走っている以上はコミュニティバスの運行は難しいと聞きます。当然、三尾地区は路線バスが走っているので現状ではハードルが高いわけですが、他の地区ではコミュニティバス運行の声はどうでしょうか。この移動手段の不便さは、高齢化が進む中で全町的な問題であります、コミュニティバス運行について町の考えはいかがですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 鈴川議員の3点目、移動手段の不便さの改善に向けての1つ目、町長が所信で提言した社協のデイサービス送迎用車両の活用について、その現状はについてお答えいたします。

現在、社協ではスーパーへの買い物の支援のために社協の車両を使ったお買い物サロンを行っております。これは各地区で開催している地域巡回いきいきサロンへ社協職員が出向き、お買い物サロンへの参加希望者を募集し、後日、あらかじめ設定している時間帯でスーパーへ行き買い物をしてもらうため、社協の車両を利用して送迎を行うものでございます。今までに5名の方がお買い物サロンへの参加を希望され、3名の方が利用されたようです。また、入山地区で開催する地域巡回いきいきサロンにおいても、社協の車両で開催場所の入山地区公民館まで参加者の送迎を行っているようです。

2つ目、コミュニティバス運行の要望は、町としての考え方はについてお答えいたします。

コミュニティバスの運行の要望につきましては、町内の地区からの要望では三尾地区からの要望はございますが、ほかの地区からの要望はございません。

次に、町としての考え方につきましては、現在、当町におきましては生活交通路線を維持するため、日の岬パーク線の路線バス会社への補助、高齢者の方への外出支援事業、社協の車両を使ったお買い物サロンなどを実施しているところでございますので、現時点においてはコミュニティバスの運行は難しいと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） それでは、再質問いたします。

答弁にある3名の方が利用というのは、どこかわかりませんが、先日、浜ノ瀬地区が社協の車両を利用されたと聞いています。また、入山地区でもいきいきサロンへの送迎を行っているということですが、今後、各地区で高齢者のそうしたお買い物サロンやいきいきサロンへの要望があれば受けていただけると、もらえるということでもいいのでしょうか。

それと、社協のデイサービス送迎用車両の活用できる時間帯、一日の中で何時ごろから何時ごろまでできるのでしょうか。もし、今後利用の要望がふえた場合、1週間のうち何日ぐらい活用が可能なのかどうか、お伺いします。

次に、質問の中でも述べましたが、現在、日の岬線の路線バスが三尾から御坊駅まで

走っていますが、そのバスの運行が生かされていない。利用者が少ないところに大きな問題があります。利用者が少ないからバス会社も運行の本数をふやせないという悪循環に陥っています。利用者が少ない大きな要因は、考えられるのは運行の時間帯の問題と、それと高齢者が真に行きたい場所が運行ルートに入っていないということが挙げられると思います。

そこで、現在、年間2,000千もの補助金をバス会社に出している町が、今後、区と一体となってそうした区民の要望をバス会社に届けてもらうことが路線バスの有効活用、ひいては乗客の増員につながっていくと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 鈴川議員の再質問の利用の需要がふえた場合ということですが、社協もデイサービスをやっております。まず、迎えに行くのが8時半にもうすぐ迎えに行って、9時半ぐらいに迎えが終わると。そしたら、やっぱり10時過ぎから。それと、4時からもう送りに行きますので、それまでという形になります。浜ノ瀬のほうの利用なんですけど、浜ノ瀬が一番最初に昼からという募集をかけました。そしたら、浜ノ瀬、募集、一番声が大きかった浜ノ瀬が、初めてだったんですがゼロだったんです。それで、社協のほうも、いろいろまたこれ昼からだったらあかんで朝からにしようとか、そういうことを考えていただいて、今度は朝からの募集で5名あって3名行かれて、3名の方が大変喜んだと。またお友達も誘うと、こういう形で今進んでいるところですが、やはり社協の考えでは1カ月に1回ぐらいと、そういうふうに考えているようです。とくし丸とか、そういうお店の移動販売も来ますので、その来ない日にそういうことを利用させていただくようにはしようと、そういう考えで進めているようです。はい。

あと、利用者の要望があればどこへでも受けてくれんのかということですが、そこはまた社協と相談してやっていかないといけないのかなというふうに思っております。

それと、バス会社に思いを届けてもらうことも大事じゃないかということですが、私も区長とも話し合いを行って、よい方法を模索していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 社協のバスの利用は、今のところ社協としては1カ月に1回程度ということですか、広く知れわたって、社協がやってくれるんだったらうちの地区でもというような要望が出る可能性もあるわけで、もしそういう利用が出た場合、また1回と言わずに社協の仕事の支障にならない範囲内で増便ということも考えてもらえたらと思います。

それから、南海バスへの要望に関して、これは区長さんから聞いた話ですけども、一応町もそのつもりで動いてくれているということを知っていますので、もうすぐ集計がまとまると思いますので、もちろん町任せではなく、区からも一緒に行ってともにお願ひできればと思っていますので、よろしくお願ひしておきます。

以上をもちまして終わります。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は1時30分です。

午前十一時二十四分休憩

——・——  
午後一時三〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

3番、谷口議員の質問を許します。3番、谷口議員。

○3番（谷口昇君） 3番、谷口昇です。

議長のご許可をいただきましたので、通告に従いまして、次の質問をします。

1番、風力発電の計画段階配慮書について全町民に公告縦覧をしないのか、前議会に続いて問う。新聞広告を出して公告したということである、その後、私に公告を出した新聞広告を提示してくれた町の誠意を評価する。公告とは、新聞広告をもって全町民に知らせたことか。全町民の中に新聞をとっていないものも多数いる。高齢者や字の読めないものもあり、新聞をとっていないことである。これは、町民は知る機会がなく、縦覧に間に合わない。

これは、通常株式会社等が株主に告知する方法である。それは、前もって我が社は〇〇新聞に広告するという手であり、合理的である。全町民にそれは通じない。我々貧困の町民にとっては、これは大きな差別である。無効である。だからこそ、全町民に知らしめてこそ公告縦覧をいうのである。我々は多くは大賛成派である。

1人1億円という補償金をもらって、風力に乗って静かなところへ逃げるつもりだ。早く来い来い風力発電と熱望しているのだ。そのためにこそ全町民に縦覧と同じような方法で内容を知らせてほしいのである。そのためにこそ、全町民に縦覧と同じような方法で内容を知らせてほしいのだ。もしかしたら、あなた方は反対派ではないのか。もっと、積極的に取り組まねば、風力で金もうけは一炊の夢となります。よろしく全町民にわかりやすい内容を書いて知らせてください。

なお、前議会で、私は一町歩当たりの1基と思って発言して間違いました。担当課長におわびします。100町歩当たりに1基であります。日本の面積37万km<sup>2</sup>、県は4,000km<sup>2</sup>とすると、170km<sup>2</sup>となります。どうもすみません。どうかよろしくお願いします。

1点目、終わりです。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷口議員のご質問で、1点目、風力発電の計画段階配慮書について、全町民に公告縦覧をしないのかの1つ目、新聞広告は公告かについて、お答えいたします。

現在、環境影響評価法の規定により進められている和歌山県西部洋上風力発電事業につきましては、民間事業者が事業主体となっており、ご質問の新聞広告

は、事業者の責任において、法令上の義務に基づき、特定の事項を広く公衆に告知させる公の公告であります。この公の公告は、ある事項を広く一般に知らせることであると解されており、議員がおっしゃられるとおり、全町民に周知できたということではなく、広く住民に周知ができていたとの認識でございます。

2つ目、全町民に広告と同じような内容を知らせよについてお答えいたします。

さきの定例会においてもご答弁させていただきましたとおり、現在事業者において進められております方法書の縦覧段階において、縦覧並びに住民説明会のお知らせ、あわせて環境影響評価法に基づく手続について、住民の皆様へ周知させていただきます。

また、全住民にわかりやすい内容を書いて知らせてくださいとのことではございますが、事業者が作成しました図書を行政においてわかりやすくするなど要約することは、事業者の思想や表現を助長する、もしくは阻害することにもなりかねませんので、法的に実施される事業者主催の住民説明会にご出席され、詳しくお聞きいただければと思います。

なお、今後の縦覧に供する図書につきましては、専門的な表現について解説を付するなど、一般の方にも広く理解できるよう事業者に意見をしているところでございます。

○議長（谷重幸君） 3番、谷口議員。

○3番（谷口昇君） 私たちのような字の見えんねけど、きょうはかすんで見えんけど、新聞もとってないものがようけあるんよ。前もって、本社はこういう方法をとりますとでも言うといってくれたら、株主みたいに特定人の関係であれば、ようやってる手です。法的にと言うけれども、何法的よ。そんなもの、ありばいに新聞広告、もつとも事か。それで、もう知れたことにすると、こういう不真面目な態度。また、我々貧乏人とか、とってないもの、字の見えんもん、年寄りだったら見えない。そんなものによらしむる。こんなん従前にしたことない。法律法律と言うけれども、どないな法律なんや。法律というのは通らんですよ、我々住民に、法律に基づかんなんていうことはないんやさかい、関係のないものはないんやさかい。みんなに、広告＝告知か、そういうことをはっきり教えてもらわんと、わからん。次の段階って、次の段階に来たら、大分進んでます。初めからやるか。もし、法律できちっとやりなつて、もう一遍やり直すか。本社の近かつたら行くんやけれども、東京まで、よう行かんさかいに。自然こっちに、やっぱり、呼んでもらったらいいんよの。そんなら聞くから。代理店、和歌山にあるのかしらんけど、年いって、そんなところよう行かん。ほんで、電気があの名田の、あそこ同じ会社違うけれど、あのぐらいのところだったら聞きに行くけれどな、それ一遍、言うたってくれんかい。

あくまでも新聞広告したことで、それで告知したことになるねんど、そういう理論よ。そういうのを我々知らなら、私ら賛成派ですよ。賛成派にできるだけ知らさんようにする。こういうやり方しかわからん。和歌山まで、よう行かんさかい。電話賃要るしな、かけたら。もし、なんやったら、直に話させておくれよ。あくまでも、これは、あんたら、地方公務員は中に入れへんさかい。それやったら、構わんねんで。こんなの無効やで、やっても。それで、もし、やっても、そこに妨害したら、公務執行と違えますよ。単なる、

業務妨害やで。いかにも、法律をつくったようなことを言ってるけど、誰に、これ聞いてきたんだ、こんなネタ。そこを教えてもらったら、わし、電話でもかけるけど。こんな法律は知らない。年寄りどうでも構わない、貧乏人どうでも構わない。これが大きな差別になると、こういうことやの。もう一遍聞きたい。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷口議員の今の再質問についてですが、先ほども申し上げたとおり、環境影響評価法の規定により進められていることですので、私どもは、広く住民に周知ができたという認識でございます。

○議長（谷重幸君） 3番、谷口議員。

○3番（谷口昇君） あんたね、そんなことを言ったら、聞いてますって、なぜ、そこへごますったらなんなの。そこの支店かい。敵やで。わしら、そこまで、こいパーになったらどないすんよ。1人に1億円くるんよ。六、七千億まいてくれたら、そんだけあんねんもんよ。前から言うてるやろ。二、三兆円、御坊は御坊で考えたらええわらよ。そういうことやね、一炊の夢ということはあるわな、漢文で習ったでしょう。青年が都に行って、中国で、途中で店に入って、こたつに入らさせて、おばちゃんが、粟で飯炊きやる、その間に死ぬまでのことを夢で見て、粟の飯、一つできるまでの間の飯、何もならんと。それで、誰がここに持ってきたんな、こんなややこしい話。町長さん、誰そに聞いたんかい。それとも、違う、前の町長のときよ。2月の終わりごろ接触あったんや。これ前言うたわな。えらい、とばっちり受けたの。前の町長やろう。あの任期は3月5日か6日まであんねんで。その間に、担当の人、話し聞いてくれたんやな。それがもとやろう。町長かわった、一から、またやり直せといたってもかまねんけど、そんなん、違うかい。2月中やで、接触きたん。こんなことするんなら、解約したってもかまんねんけど。何も、解約してもかまんのやろう。もちろん、当てはずれたって、町民怒るやろうけど。これで、パーになったら怒るで。最低1億円、くれるかいつて淡い夢持ったん。今の町長さんのときとちがわらな。そがいなことまで引き継ぎげならよ。あれは、3月5日か、6日まで、ここに席あったんやさかいね。それ、一から、もう一遍、説明に。これで、同じこと言うても、かまわなんだ。こういうような商売を誰が持ってきたんだと言うてもらったら電話で聞くんやけどね。あれからいつこもけえへんやろう。こんな腐った会社やろ、何とか、連絡したってくれませんか。誠意なかったら、もう、解約せなしょうがない。別に解約してもかまんでしょう。町民怒ってるけど、もうけそこのうたって。当てにしてる人、大分あんねんもん。

お尋ねします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷口議員の今のご質問でございますが、私どもにつきましても、今後は皆さん、一般の方にも理解できるように事業者にも意見していきますし、いろんなことに対してでも、意見は言っていく所存でございます。

○議長（谷重幸君） 3番、谷口議員。

○3番（谷口昇君） 今後のことって言うても、前とばされたら、かなわん。この間の段階の縦覧をなんか言うたんならわかるけど。これからやったって応じへんで。応じようないわ。さきの縦覧の件について、一遍言うたってください。町長はんも、気の毒やの。前のやりやったおいやんがやな、ちっと、そういう点、よう、目詰めてないさかいに、あが皆、そい引き受けんで、気の毒でかなわん。今の件、会社呼んだってくださいよ。それで、これと同じようにさせたらええのよ。一月おくれるけれどよ縦覧期間。あんたの責任違うで。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 縦覧については、もう、法律上の義務に基づいてやったという認識でございます。

○3番（谷口昇君） あれな次の時までにはちゃんと考えてください。てきえらい迷惑やで、そんなことしあれてしもてんらよ。何だったら、三尾まで行って聞いたってもうても構わな。私、これ一遍遊びに行くよと言ったら、こいでもええよと言いやって、オークワで。挨拶に行くよと言うてんねん。あれあんなんやで。そやけどな、現職の何が言うてきたら断れんさかいに。

次。

○議長（谷重幸君） 3番、谷口議員。

○3番（谷口昇君） 2つ目の問題。24分、まだ残ったるの。40分のうちのな。大分、気をつこてやってるんよ。

大きな2番。松を愛するとは何ぞや、松を知ることか。松小通学路と新浜集会所予定地を問う。

1、松小通学路の松の伐採は切れへんな。もし、切れれば講堂での授業集会等もできない。あの東側を通り影響がある。あの部分は一本でも大切である。まだ植樹せんなんぐらいである。教室のすれすれを車が飛ばす。まさかPTAの要望はなかるう。詳しく問う。

2番目、東側の松は何本予定しているか。学童の入り口には大きなヨノミ（エノキ）の木がある。とゆが詰まるので悪い木だ。住民は、早う切れと望んでいる。東側では松の大木20本ある。残念ながら、あきらめんなん。その中に植樹に適した小さな松がある。胸高で直径10cmほど、昔、成瀬町長に松洋中の西の木と町長にもらい受けて植えた。2年はもった。これを移植したいのでください。アカシアの並木は、戦前植えたもの。これは、移植は可能である。その下に文化財はまだ掘っていない。

3番目、松を大切にすることは松を愛することである。1本切れれば2本植える精神が必要である。昔から、おとめ山の松を切ると責任者は早くいってしまうとの言い伝えがある。理由があるから切るのでは話にならん。移植も考えながら切ってくれ。

4番、新浜集会所予定地は消防の隣らしいが事実か。これも切らずによい方法がある。松を切らんと、少しぐらい切るが、条件付で1反か2反ほど、倍以上県から借用せよ。広

く使えるし、松にほんの数本切るだけ、立派な建物なら松を植木とすることで、そのうち枯れたらちょうど都合がよい。そこが腕の見せどころや。話し合ったら新浜部落は松林がないことになる。大和の功績、実に大きい。大和功績に感謝する。南は切ってもうたら、大和の木あるさかいにまだいけるけどと、こういう意味ですよ。

以上です。2番目やで。大きな2番終わり。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷口議員の2点目、松を愛するとは何ぞや、松を知ることかの1つ目、松小通学路の松伐採しないなど、2点目、移植できるものは移植せよの1点目、2点目につきましては、町道吉原宮前線の拡幅に伴う松の伐採に関するご質問であることから、一括してお答えいたします。

松原小学校の東側に位置する町道吉原宮前線につきましては、児童の安全を最優先事項とし、幅員を広げるとともに歩道を設置することで、将来にわたり安全で円滑な道路交通環境の実現を図ります。地元自治会の皆様や松原小学校、PTAの皆様からのご要望とご期待を頂戴しているところでございます。

さて、この事業、隣接地における保安林の指定を必要最小限の幅で解除し、現道を東側へ拡幅するものでございまして、その部分も含め、現道より東側の道路用地となるところに植生している松や雑木を合わせて20本を伐採いたします。樹木の移植については、考えてございません。道路の拡幅を東側に求めることにより、経済性のほか、道路と学校施設との間に緩衝帯が残るため、騒音の影響や安全性においても優位となります。

3つ目、1本切れば2本植えよの松の植樹についてでございますが、来年2月の第2日曜日、松の日において、煙樹ヶ浜保安林保護育成会の主催による植樹活動が計画されております。

また、その前後においても、松原小学校、和田小学校の4年生による植樹活動が予定されてございます。

9月議会の際にも谷口議員にお答えさせていただきましたが、長い年月の間、成長してきた松を伐採すること、本当に身を切る思いでございます。煙樹ヶ浜の松林は、約400年もの長きにわたり、その時代時代の人々によって大切に守り、引き継がれてきました。ゆえに、私たち現役世代も、適切な維持管理と保全のもと、人間の営みと調和・共生を図りながら、この美しい煙樹ヶ浜の松林、自然の宝物を後世に継承していかなければなりません。

4つ目の新浜集会場予定地は、場所を大きくして松を残せば切らずによいについて、新浜集会場予定地は、消防の隣らしいが事実かとのご質問でございますが、新浜区の要望を基本として候補地を5カ所選定し、平成30年度に委託した適地選定業務の結果、新浜消防車庫東側の保安林が適地であると決定してございます。

次に、倍以上県から借用してはどうかのご質問でございますが、必要以上の保安林解除は和歌山県の許可がおりませんので、必要最小限の保安林解除申請を予定してございます。

今後の予定でございますが、現在、保安林解除の事前協議中であり、早ければ年内に本申請を行う予定でございます。

○議長（谷重幸君） 3番、谷口議員。

○3番（谷口昇君） なぜわし急いでやるかというたら、大分もう降参一步手前やろ。一番初め一本も切らな、その次その次その次と、こうなってきてやね。2月中に作業を始め、移植するんだったら、2月だったら芽出んのよ。2月の捨松って言わらよ。切ってほっといても芽出てくる。それに決めたら早よ切っておくん、正月までに、枝。それで、できたら半年ほど前から用意しておいたらええんやけどね。そいやっておいて切ったらええんよ。で、松小の講堂から面一に行ったところにL字型になった小さい松あんねん。あれだったら、私、責任持って、機械使わんといけるさかいに、それで早う切らんかって、この頃変わってきたやろ。それでもうなんさんせと。あの一番昔のプールの端のええ松剪定してくれて、きつと枯れると思いやってん、作業員もあい刈るぞと言いやってん、あれ切り方うまいんか知らんけどね、ついたんねや。あれはかわいそうに切らなあかん。アカシヤの木というのが裏側にあったんよ。兵隊が駐屯したとき、そこでウサギさばいてね、えさに食てあがなくてんすんねやね。十何本もあったんで、松小やなんかにあったわ、アカシヤ。そんなも切っても、下に文化財あるところよ。まだ文化財あんねんで、その下に。これはしょうじゃくできるとき、ええこと言うたろかと、課長にね、あの子も新浜だった、お前、あれ許可とってないなと言うたら、あいつじょうずもんじょ、頭ええわ。ぱつと言って、これは町長に言ったら怒られたんやろか、そのままぱつと言ってさつと許可もろうてきて、工事着工するのが1月ほど延びてんで。今度のところもまたそれも出るかもわからんで。なんぞ出てきたら、刀やの何やらとよ。あそこまだ消防の車庫のところ掘ってみろ、何にもないぞと言ってるねん。あれもわしらが掘ってから池埋めて、そして平らにしたんやろ。東神の会場の端まで埋めたんよ。あの高さは50尺あるのよ。たかっさんから受けて、わしもその時分に土方しやったから知っているの。それでその上タンクの上まで60尺あんねんな、60尺。それ何でも知っているのよ。それで、さっきえらいもんやなど、20本と言いよった、毎日読みやるもんよ。神様参ってのう、ロト当たるように。それでずっと来るとき1本2本で、20本では少ないと思うわ。切ったついでにもうちよつと幅、5mは切ったたらええのできるねんけどな。ただ、余り切ったら米屋まで行く。米屋も大分あがとこ踏まいたってんねらな。毎年祭りのとき踏ましてもうてすまんの。5坪ほど踏んでるで。あそこまでこの際、切るんだったらネズミ取り引越す場所がないわ、警察、わい今車乗っていないさかいにひっかけられんと思ってるねん、時速20km、飛ばしているで。あそこで吉原の消防の前、巡査がそこにいて、ひっかくのこっちの土建屋さんの屋敷のところへちやつと置いたら、あそこだったらええわ、ようひっかから。20キロらいてないけどな、10キロにしたたらええねんけれども。あれ20本ではちよつと少ない。やっぱり三十数本切らなんだら。ヨノミに保安林の数が要るけれども、ヨノミの木見たことあるかい。町長、ヨノミぐらい知っているよ。こっちだったらな、ヨ

ノミはみんな嫌うんよ、学校でも。とゆが詰まるのよ。これ、あいやったら切ってくれていうんよ。まな板になるけどな。毎晩、読みもて行きやんね。これもついでに切ってもらったって、そこまでなってきたんやで。そやさかい1本くれんかと。くれたらわい、成瀬町長もくれたで、大きかったよ、こんな。それで人雇ってボランティアでチェーンブロックというやつあるねん、チェーンブロックな。それでやってしたけどね、時期が悪かったよ。あれだったら一人でもできるわ。コネ掘っておいて根つけてずっと。引っ張ったらあそこ何でもつくんよ。湿地帯になったんよ。雨にぬれてこう。それでつきやすいんよ。もう普通になったらおくれなよ。実際こんなやつやで。成瀬こんなのくれたで。にたつと笑ってはったけれども、それやるさかいに。大分またなってきたろ。吉原のその何を新浜松、ないようになってまうやろ。あの裏のところは大和がちょうど昭和二十五、六年ごろえぐったんよ。昔の門から直線ですっと今の池のところまで直線の道やってん、それをとってできた。大和の工事で、それでおいさないさんもまつってあってね、そのおいさないさんのところに段々あるけれども、あれはわしらがつくんに行った、大分えぐりとった。そこを避難場所にようかってもうたんや。昭和27年に金網やったんよ。新栄の漁業組合のやつ、お前ら行こらと、わい連れて行かれて、よう傍聴にも行ったんよ。それで、していなかったあくる年に水害来たんよ。あそこで皆、公営住宅建てられるで、松のことよう知っているさかいにね、松本はん知っているかい。松本はんの記念碑知らなんだら松のことできへん。もう我々若いけど、カボちゃんももう死んだし、その弟の総務課長で名総務課長やったけど、それも死んだけどな。あれ1週間ほどでばたつと死んど、兄弟。植えて大きくなった松ようけあるのよ。それでキンちゃんに聞いたらね、あの段、柵な、昔の町営住宅、切った後、松植えてこないなつたろ。まだ20年ほどたっていない、もつとたつかな。大きなるの。1本おくれなよ、わしちゃんとするし。それで何のところはわいもくるんなつたらそんだけ言うてるねん。くれなんだらそこへ1本だけもう生かしてやってくれ。ちなみに一反ほどもらうんかい。一反って1,000㎡、わかつてあんの。そこから向こうはもう大和の居住権あるところやで、避難場所やから、ようあそこ金網やってもうたもんよ。大和の功績大したもんやで。わからんかい。それだけで何反か、それで1本でもまだあの新浜集会場くるやつ大きいさかい、よう覚えんけどよ。道にあるやつは植えるさかいに一つおくれよ。新浜の住民は知りませんよ。答弁ではそんなこと言うたけど、あれうそばっかり言うんや。第2区つくつたろかとわい言うたあんねんもん、区長に。区というのは要らんのさかいな、それは別のとき研究しておいて。区は復活したらマッカーサーに怒られる。それは第2区してもかまな近くするつもりか。もう今度もうやけになったんよ、松のためだったら命要らんの。怒ったんの、それだけ1本おくれな。そしたらもう要は質問なつてきたけど、どう。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷口議員にお答えいたします。

今のところ、本当に先ほども申し上げましたが、移植については考えてございませんの

で、はい。

それは、また再利用という形で、再利用で業者に。新浜の。お渡しすることはいたしません。こちらで処分させていただきます。

○議長（谷重幸君） 3番、谷口議員。

○3番（谷口昇君） ちょっと読むの遅なるけど、ごめんなさいよ。

道路の真ん中に大石並べて何とかならんか。地主は生え抜きの老夫婦、毎日泣いている。先日、久しぶりにオークワ前で会った。まあ聞いてくれと1時間ほど話を聞いた。私は4年間何にも言うてこなんだ。5年ぶりに会った。役場はとりこんで文句たらたらと、きょうは行けんが、あした行つたるさかいというて、そこに犬飼うたんやかいね、犬くくっとけよと。翌日自転車で行って話を聞いた。老夫婦の話は長かった。とにかく土地をとられていると泣いていた。まあ一遍行ってこい。老夫婦の話はうそはなかった。地籍へ行くと役場では優しく教えてくれた。図面をもらいに行った。日本一の地籍課でございます。ただし、何回も行くうちに道の中央にポイントがある。そこをコンクリで固めていた。その後数日して行くと、道路の真ん中へ大きな岩石を六、七個並べていた。岩石らおけら言えへんで。ペンキを塗つたれと言うただけ。後日、水彩絵の具塗つたれと言ったが、一個10貫もある大石を並べている。私も教組時代から団交でよく同志諸君からマッチポンプと冷やかされたが、やけなことは教えへん。塗つとかな占有にならん。私は何を言われてもご町民のためならこたえへん。英明なる町長さんのお知恵をおかりしたい。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷口議員の3点目、道路の真ん中に大石並べている、何とかならんのかの質問につきましては、個人の土地に石を並べているということですので、私が何か答弁するということは難しいと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 3番、谷口議員。

○3番（谷口昇君） 名答弁でございます。ありがとうございます。

第1問目と第2問目とに比べて、第3問目は立派な名答弁でございます。お墨つきをいただいたという感じで、本人たちに見舞いにまた行ってこようと思います。一人おとんのほうは東京へ働きに行つてはるらしいんよ。日当50千あるかと問うてんけどね、黙ってあった。50千はもらわなあかん。なぜ名答弁かというたら、このおかげで役場が指示をしたってくれたわけやな。わしも占有のために塗っておくと、それで言うたんだけど、占有のために。幾ら何でもあがいな一つ十貫しますよ。37kgあるで。そんなもん置かれたらバールでこでな下え落とせならよ。幾ら何でももっと発泡スチロールの箱、トロ箱、あれ置いとけ言うたろうかいなと思う。まあ、とにかく役場はそのままほっとくということにお墨つきをいただいた。しかるべき手を教えたろうと思います。こないだうちはね妥結したときなにやさかいね、子どもが使う水彩絵の具塗つとけと、黄色の墨でずっと塗つて、それで後で雨の日ほうきで掃いたら消える。そいじゃろと言うたんですけどね。これが役場が知らんと言うてくれたんで、答弁。まさかそう言うたら、あそこへ同じ幅でずつ

と北側へ道もじけてもうかしらんけど、置くん違いますか。トロ箱でも置いてくれたらええののに。あんなこと放っておかなしょうがない、あれは。また会うたら、はい。温かいご支援ありがとうございます。第3点目やで。これで枕を高くして寝れると思いますんで、おおきに。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は2時35分です。

午後二時二十二分休憩

——・——

午後二時三十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

8番、森本議員の質問を許します。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 8番、森本です。議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

初めに、パシフィコ・エナジー和歌山西部洋上風力発電事業についてお伺いします。

私は6月議会の中で、町民に事業の内容や問題点を知らせてほしいと要請をいたしました。町長は、事業者主体の縦覧等で進めたいとの回答でした。

一方、最近でも住民の方から、そんなことあるのか、どこへできるのか、どんなものなのかなどの声を聞きます。6月の第2回定例会での谷口議員の質問で、縦覧された方は12名との回答がありました。これは全町民の約0.2%です。地方新聞などで縦覧日程の紹介や一定の報道はありましたが、知れる機会はとても少ない。そのようなことから、今でも、そんなことあるのかなといった声を聞く状況だと思います。

予定されている風力発電機一基の大きさは、構造体、発電能力とも、由良町にある地上の風力発電機と比較しても大きく異なります。その基数も最大150基と大規模です。町民全体の住民生活に大きな影響を与え、なりわいも変えざるを得ないといったことも考えられる内容を持つ計画です。少なくとも世帯数ほどの住民の方が知るようになることが大切であろうと思います。

また、この計画は、縦覧対象になっている3市町のみならず、もっと広範囲な地域住民に影響が及びます。漁業や海域を通過する船舶などについて見るだけでも、県内他自治体、さらに和歌山県外まで及びます。日本国内での例のない大規模な施設で不安が尽きません。

既に行われている洋上風力の施設でも、事業者が変わるなどの報告もあります。和歌山県内で陸上風力発電施設計画で健康被害など解消されていない問題の心配から、建設の是非が議論されている地域もあります。乱暴やな、こんな大きなものが目の前に林立するんか、どうなるんやと驚きや心配の声も聞きます。これだけの施設をこの地域に建設することがふさわしいのかも問われています。

他市町、また和歌山県も、配慮書への意見を既に出されています。美浜町が提出した意見書には、さまざまな危惧されることが指摘されています。手続だけが淡々と過ぎていく

のは大きな問題です。より多くの町民が知ることが大切です。

そういったことを踏まえて質問をします。

1点目は、9月議会後どのような状況になっていますか。方法書の縦覧など、事業主体からの働きかけはありますか。

2点目は、配慮書にかかわる美浜町の和歌山県に提出された意見はどのような内容ですか。

3点目は、和歌山県は配慮書に対する知事意見書を出していますが、どのような内容ですか。

4点目は、縦覧での方法として、配置や姿が立体的に見えるような工夫や掲示物の展示、縦覧会場をふやすことなど、より住民が参加しやすいよう配慮されるよう、具体的に求めてほしいが、いかがか。できない場合は、縦覧とは別に知らせ、考える機会や資料を提供することを事業者に要請すべきと考えますが、いかがか。

5点目は、住民の健康、命、生活を守る自治体として、町みずからの調査や近隣他市町と意見交換するなどの取り組みを求めますが、いかがですか。

お答えをお願いいたします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員の1点目、洋上風力発電施設の情報を町民にのご質問で、1つ目、9月議会後どのような状況か、方法書の縦覧等、事業主体からの働きかけはについてお答えいたします。

本年の第3回定例会以降、事業者から町に対しましては、環境影響評価法に基づく方法書の作成状況や今後の縦覧並びに住民説明会のスケジュール案について相談は来ておりました。しかしながら、事業者と経済産業省及び和歌山県との方法書に関する協議におきまして、環境影響評価に係る項目や手法などについてご指摘があり、再度検討が必要となったことから、現時点においては今後のスケジュールは未定であると聞いてございます。

2つ目、配慮書にかかわる美浜町の和歌山県に提出された意見の内容はについて、環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書に対する意見につきましては、環境保全の見地から、公害対策、健康被害、景観、生態系に係る意見を県知事に提出したところでございます。

また、環境保全に係る事項ではないものの、特に事業者配慮していただきたい事項といたしまして、住民や漁業関係者などの理解を得ること、安全対策及び災害対策に取り組むことなどを意見した次第でございます。

3つ目、配慮書に対する知事意見書の内容はにつきまして、本町並びに御坊市、日高町の意見を反映した内容となっております。本町からの意見書と同様、環境保全の見地からの意見となっております。内容といたしましては、騒音及び低周波音、風車の影、生態系、景観、水環境の影響に関する事項となっております。和歌山県並びに各市町の意見書につきましては、県のホームページで公開されております。

4つ目、より住民が参加しやすいよう配慮されるよう具体的に求めてほしいが、できない場合は縦覧とは別に、知らせ、考える機会や資料を提出することを事業者に要請すべきと考えるがいかがかについて、環境影響評価法では、図書の縦覧が義務づけられておりますが、その他の資料の提供は事業者の判断で行われております。今回の配慮書の縦覧段階において、事業者は、縦覧図書とは別に、縦覧者が持ち帰ることができる事業概要に関する資料を提供しておられました。

ご質問の掲示物の展示や、より住民が参加しやすいよう配慮を求めることにつきまして、町議会においてご質問がありましたことを事業者にお伝えさせていただき、町としましても要請いたします。

縦覧会場につきましては、今回、当庁舎を初め、県庁、御坊保健所、御坊市役所、日高町役場の5カ所で行われ、また、インターネットでの縦覧も行われておりましたので、縦覧環境は整っていたのではないかと考えてございます。

また、縦覧とは別に、知らせ、考える機会や資料の提供につきましては、事業者に対しまして、法的に実施しなければならない住民説明会において説明責任を果たしていただき、一般の方にも広く理解ができる説明資料の提供を要請いたします。

5つ目、町みずからの調査や近隣他市町との意見交換するなどの取り組みを求めますがいかがかについて、この洋上風力発電事業に関する町みずからの調査に関しましては、環境影響評価法に関することや国内における洋上風力発電の現状などの調査を行い、各段階、各分野における知識の向上に努めているところでございます。近隣他市町との意見交換につきましては、環境影響評価法に基づく各段階における進捗状況によって、意見交換や情報の共有を図ってまいります。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 資料を後ろにとりに行ってよろしいですか。

再質問にまいります。

質問にかかわって、前回の縦覧で紹介のありました、それぞれみんなが持ち帰ることができる資料をもとに設備の構造や設置数について少し考えてみました。自分なりにちょっとイメージしやすいような形を考えてみたんですけども、全体の専有面積は設置範囲が120㎢ということです。また、それらを加えて、さらに175㎢ということで紹介されてあります。このような範囲で、皆さんもご存じだったかと思えますけれども、これは御坊市、美浜町、そして日高町という形ですけども、この前の紀伊水道、こういう範囲。この黄色で塗られたところが恐らく120㎢ではないかと。それを周りに含めて175㎢ではないかなと思います。

一方、御坊、日高、美浜町3市町の総面積は大体100㎢を少し超える程度だと聞いていますから、我々の住んでいる市町の面積を上回る形だなというふうな想定です。

風車間、この基数について考えてみましたら、どんなもんかなとやってみました。そうすると、きちっとした仕様が出てないので勝手に考えるわけですけども、先ほどの

120km<sup>2</sup>の範囲でどの程度入るか。仮に1基分、2基分ですか、均等に並ぶとして置いたとしたときに、間隔を1kmとして置いたときに大体このような一つのモデルができるんじゃないかなと。これで大体120基です。150基を入れようと思えば、この範囲です、大体七、八百mの間隔になるかなと。碁盤の目のような形で詰まるような様子かなと思いました。

風車についてですけれども、自分なりにイメージしてみるんですけれども、大きさが海面からこのローターの一番高いところまで、何種類かのタイプが大体あるそうですけれども、この仕様書の一番大きなものであれば260mということです。この支柱になる部分、タワーというそうですけれども、これがそのタイプであれば150mほどだそうです。一応1cm、10mで簡単につくってみたんですけれども、こういうものが海上に、そして、海底下、見えない部分ですね、その部分には大体水深が60mまでというふうな形で書いてありましたですけれども、大体40mから60m、30mぐらいから海底、地面かなと思ったんですけれども、その部分にはこれを支えるタイプが二通りあるそうで、やぐらの形であればという形で自分なりに想像したんですけれども、それが入ると。さらに、その海底下にその土台になる部分をつくるということになるかもわからんと、勝手に想像です。そのようなものがあると。

この範囲で一番近いところでは、美浜町としたら、日の岬の先端のあたりで大体1kmが、一番近づくとしたらそういう形かなと。そして、浜ノ瀬あたりでは大体3kmぐらい、その区画された突端の部分ですね、そのような形。あと、煙樹ヶ浜に到達するには5km程度という形になるかなと勝手に想像するわけですが、その大きさをもとに見てみたら、これも勝手につくったんですけれども、これは日の岬として見たとすると、日ノ御崎灯台が大体130mぐらいだそうです、明かりのつくところが。そうすると、260mとすれば2倍の大きさになるかと。これらの120基から150基、全てが12,000kwとするならば70基程度になるかと思うんですけれども、それらの先端の明かり、航空法によってあるそうですけれども、それがちょうどこのタワーの中心部分、羽根、ローターというそうですけれども、ローターの高さぐらいまでの間に既に灯台の位置がはまってしまうと。旧のカナダ記念館ですか、その位置からやったら200mだそうですから、それよりも高くなると。そうすると、航行する船から、もしこのような形になれば、灯台の役割というのも考えていくことになるんだろうなと思いますが、その点どうかということも思いました。

こんなふうな様子を勝手に考えるわけですが、そういうふうな状態でできるかもしれないと思いますが、この間にこんなことも聞くわけですが。これら風車にかかわって、例えば現在、陸上で建っている由良町の中では1,000kwと2,000kwの風力発電機があるようですけれども、2km離れた方でも騒音として感じられていると。最近、ようやくその騒音を減らす対策としての二重窓が完成したよというふうなお話も聞きました。

この風力にかかわっては、海上であって、我々が生活する場面までは遮るものがないと

いったようなことで、伝わってくる音の力、圧力、音圧というそうですけれども、それらを含めたエネルギーが減っていくということについては非常に少ないのではないかなど。とりわけ低周波、それから超低周波というものは、波長が長くなるとそのような性質が大きいかとも聞きます。

また、音や空気の振動で建物自身の壁とか床自身が振動しているということもあるようです。同時にその揺れで伝わった振動が大きくなったりとか、共振という現象だそうですけれども、ペットボトルに口で吹きつけて音を鳴らすと、ペットボトル自身もぼーっと震えるというふうな状況と同じようなことが、建物でも起こっていたりするんじゃないかなと思います。

その音が伝わることについては、距離も大きく影響すると言われます。先ほど、美浜町でいえば、日の岬から三尾が近くて、浜ノ瀬、本の脇もかなり近くなると。音源がたくさんですので、遮りがありませんから、いろんな方向から重なってくるというふうな状態で、3次元的に言えば上も広がることもあります。そういうふうな捉えができるかなと思います。

また、原因は確定していませんが、全国的に問題となっている健康での問題で、よくめまいや吐き気、いらいら、不安な状態をつくる、それから不眠、思考力の低下とさまざまな症状が見受けられることがあると。引っ越し等で離れてしまうとおさまるといのは共通しているそうですけれども、そういうふうなことも訴えられていることです。

災害での状況も大きな心配になります。海の波も表面ばかりでなくて、海面下も振動、回転しているということでもあります。津波も同様で、海面下の地面とか構造物の影響がどうなのかと非常に心配をするところです。

この間、こんな話も聞くんです。設備ができて、つくられた電気、大体海底ケーブルとか送電するのに送るようなことになるそうですけれども、そこで電磁波が発生すると。それらについて、海洋の生物や電子機器への影響はどうかといったこともお聞きしました。

そして、たくさんある中で、朝日など太陽光の反射というのが相当ある、場面をつくる場合もあるということもお聞きしました。日本と同様の風土、気候で、このような大きさと規模での実証例がほとんどないもので、初めての経験を積むというふうな状態になるのではないかなと思ったりもします。

そこで、お聞きするのですけれども、提出された意見で健康被害について具体的にどのような指摘をされたのか、また、地震、津波など自然災害等に対して心配されることについてはどのような指摘をされたのでしょうか。

また、大きく2つ目に、縦覧以外で町民から寄せられた声やとか、調査する中で新たに検討を要することや危惧されることがあるならば、和歌山県や、また事業者に伝えることが重要であるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

そして、美浜町内の縦覧場所や会場を前回縦覧時よりもふやすよう要請されたいと思い

ますが、いかがでしょうか。

答弁をお願いいたします。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 森本議員からご質問がありました町の意見書について、まず、お答えさせていただきたいと思います。

健康被害についての内容についてですが、読ませていただきます。風力発電施設による騒音及び低周波音等による環境影響に起因した健康被害が危惧されていることから、国内外における最新の事例や最新の知見を参考しながら調査、予測及び評価を行い、その結果を示すこととしております。

続いて、災害についてですけれども、防災対策としまして、過去にありました南海トラフの巨大地震等もございますので、その辺の想定されている津波の高さ等について、最大限危惧していただいて、調査、予測を行っていただきたいと意見しております。

続いて、住民の意見を事業者に伝えることについてですけれども、今後、また方法書の縦覧が行われます。それから、法的に住民説明会も行われますので、その場において住民の意見を発していただき、また、縦覧のときにおいても、意見書を提示することが可能になりますので、そちらで意見を反映していただきたいと思います。

続いて、縦覧会場の数ですけれども、先ほど答弁いたしましたとおりなんですけれども、私どもといたしましては、県とかといろいろ、事業者と話し合った中で、この5カ所について、それとインターネットでの縦覧を行っております。現状、今のところはこの縦覧会場でいいのかなという形で思っておりますので、この5会場プラス、インターネットということ考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） ありがとうございます。

健康被害及び災害に対しての意見書として、注意してほしいということで指摘をされたことは理解できました。

中で、現在、さまざまな知見をもって、町としても研究されているということで回答がありましたですが、先ほど危惧される点が新たにできた場合は事業者等に伝えてほしいということについてのお答えをいただきたいなと思います。

そして、縦覧場所は5カ所だったんですけれども、なかなかやっぱり時間とか制約されて、昼間の時間とか出ていくのが難しいとかそういったこともありました。より開くように進言させていただきたいと思います。

そして、もう一つは、住民から、ここでの建設については問題ではないかといった建設の是非を問う声もあります。その観点を含めて、調査、研究を進められてはいかがかと思いますが、その点いかがですか。

以上です。お答えをお願いします。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 危惧されている点について、住民の方のご意見ですけれども、この環境影響評価法に基づく手続については、法に基づいて各段階において意見を述べられるという仕組みになってございます。ですので、その都度、何か意見があれば、こちらから申すということではないのかなと思っております。

それと、縦覧の時間等制限される中ですが、インターネットでの縦覧が可能となっております。それについては24時間可能ですので、そちらをご利用させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 森本議員。

○8番（森本敏弘君） 調査をされているので、建設の是非を問う声もあるので、そういった観点も含めて調査を進められてはどうかということでお伺いしました。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） お答えします。

建設の是非についてですが、そちらについては事業者のほうにおいて、調査、研究いただいて、やっていただければと思っております。

町については、その調査、研究の結果に基づいて、意見をまた出していきたく思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） ぜひ縦覧の方法を進めていただくようにさらにお願いしながら、次の課題に移りたいと思っております。

2つ目の質問です。

就学援助の入学準備金を入学前に支給することについてお伺いいたします。

入学前支給は、安心して子どもを学校に送り出せ、子どもが不安なく登校できるためには大切な取り組みです。美浜町では、長年にわたる執行部の努力によって支給時期が早まり、平成30年度第4回定例会、中西議員の質問に、4月入学後できるだけ早い時期に支給をするとの回答がありました。

そして、今年度、令和元年3月議会には、2020年4月に中学校に入学予定の対象生徒に対して実施するとの回答があり、中学校入学生の入学前支給が実現することになりました。

ことし10月、消費不況が改善されない状況の中で消費税10%増税が始まりました。暮らしがより圧迫されて厳しい段階に入りました。入学前支給の意義は一層高まっています。見送られている小学校入学生についての実現が早急に望まれます。

就学援助制度は、義務教育の無償、教育の機会均等を示した憲法第26条や教育基本法に基づいてつくられた制度です。学校教育法の規定によって、市町村において適切に実施

されなければならないこととなっています。平成26年に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律によって、文部科学省は各市町村での就学援助の活用、充実を図っています。そして、平成29年度から入学する年度の開始前に支給した新入学児童生徒学用品費等についても国庫補助の対象となりました。改善の後押しは進んでいます。

文部科学省の平成30年度就学援助実施状況調査において、小学校における新入学児童生徒学用品等の入学前支給の実施状況を見ると、平成29年度に実施、または平成30年度から実施を予定または検討と回答した市町村の割合は、1,766市町村中の1,285市町村と約73%となっています。さらに、平成31年度から実施を予定または検討、または実施を検討中との回答した市町村の割合を加えると85%を超えることとなります。御坊日高管内では、美浜町以外5市町で実施されています。

平成31年度第1回定例会では、支給後転居してしまう例もあるといった心配や困難性についての回答がありましたが、美浜町住民の就学を援助する目的は果たしていますし、既に実施されている自治体と同様の対応でいけるものと考えます。ぜひ小学校の入学前支給を実現していただきたい。見解をお伺いします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） ただいまの森本議員のご質問にお答えいたします。

森本議員のご質問の就学援助の入学準備金を入学前に支給をについてでございますが、令和3年度入学予定児童から、入学前の3月に給付をする予定で今後、準備を進めます。そのことの保護者の皆様への周知については、広報みはまに要項を掲載いたします。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） ありがとうございます。

実現するというところでらせていただいたらいいかなと思いますが、保護者、歴代先輩諸氏議員の長い間求め続けてきたもので、実現するというところで非常にありがたいことに思います。安心して学校教育に送り出せる大きな一歩と捉えたいと思います。

その上でですけれども、今年度も含めた29年度から31年度小学校入学生での対象人数と、本町での支給される予定の支給額及び国基準の支給額についてお伺いしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） お答えいたします。

まず、来年度の対象児童ということにつきまして、まだ現在のところ正確には把握できてございません。といいますのは、まだ募集もしておらない段階でちょっとお答えできないということなんですけれども、今年度対象児童の数についてご報告させていただきます。小学校で30名、中学校で21名、現在受給しておるということでございます。

新入学就学援助費につきましては、国基準の小学校56千円、中学校57,400円を予定しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 人数についてお聞きしました。

額についてですけれども、これは国基準と予定支給額は同じかというふうには思うんですけれども、現在の10%増税が導入された状況もあります。支給額の増額も検討してはとありますが、いかがでしょうか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 今回、ここへ資料は持ってきておらない状況なんですけど、30年度と今年度の31年度、これも含めた形でアップされていることは事実です。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） ありがとうございます。

そのことをもって、ここにかかわっての質問を終わります。

次の質問に移りたいと思います。

3つ目に、太陽光の発電設備の設置に適切なルールをつくることについてお伺いします。

太陽光発電設備の設置が全国でふえています。美浜町内でも多くなっています。一方、災害時での発電設備の被災に伴って、設備周辺に被害が広がる場合があることが問題となっています。美浜町議会においても、多くの議員から災害時のそれら設備にかかわる課題について質問がなされています。

ことし、九州地方は豪雨、そして、中部、関東、東北地方では台風による強風や豪雨による河川氾濫により大きな災害に見舞われました。台風の大型化、集中豪雨等の増大を実感することにもなり、昨年の和歌山での状況を改めて振り返るとともに、自然災害への不安が大きくなりました。

太陽光発電設備にかかわって、町内で斜面の崩壊や周辺への雨水の流出などの心配をしている、反射光が当たり、夏には高温になって部屋で過ごせないなどの声があります。和歌山県内他地域でも同様の問題があり、和歌山市、橋本市、古座川町など県内の幾つかの自治体で条例をつくったところも生まれています。

令和元年度第2回定例会での確井議員の条例制定を求める質問で、町長は、国において制定されるものと答弁され、過日、和歌山県市町村長会を通じて、国に法整備を要請されました。どのような課題を解消するものとして要請されたのですか。

町特有の実情を考慮した独自の条例も必要かと思いますが、作成実績や検討を進めている自治体と意見交換することは考えませんか。

また、太陽光発電設備の設置の現状を調査すべきではありませんか。

以上、3点をお伺いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員の3点目、太陽光発電設備の設置に適切なルールをの

ご質問で、一つ目、町村会を通じて、どのような課題を解消するものとして要請したのか、町特有の実情を考慮した独自の条例も必要と思うが、作成実績や検討を進める自治体と意見交換する考え、また、太陽光発電設備の設置の現状を調査すべきではありませんかについてお答えいたします。

太陽光発電設備に関する問題は、全国各地で発生している状況でありまして、設備の設置のもととなる設計が誤っている、設計がされていないなど構造に関することがトラブルの要因であり、このことを解消する目的としまして、本町が要望いたしました太陽光発電設備に関する設計基準等の法制化について、和歌山県町村会から国に対しまして、本年8月に要望をさせていただきました。

具体的には、太陽光発電設備は構造設計に関する審査が確立されておらず、安易な設置などで台風などの大雨や暴風、突風により地域住民に被害を及ぼしているため、法律の規定による審査の徹底を要望しております。今後も、この全国的な問題を町村会並びに和歌山県、そして、国に対して訴え続けてまいります。

次に、条例について、作成実績や検討を進めている自治体との意見交換に関するご質問についてお答えいたします。

太陽光発電に関しましては、各自治体においてさまざまな問題、課題があると思われ、本町から周辺の自治体に問い合わせる、また、お問い合わせをいただくこともあり、過去からも意見交換をしている状況でございます。

太陽光発電に関するトラブルにつきましては、市町村だけの問題ではなく、全国的な問題、課題でありますので、従来から申し上げておりますとおり、国において法整備されなければならないと考えており、現時点においては、条例について作成実績や検討を進めておられる自治体との意見交換の必要はないと思っております。

続きまして、太陽光発電設備の設置の現状を調査すべきではありませんかのご質問にお答えいたします。

町内に設置されております太陽光発電設備に関しましては、設置された民間事業者の管理責任において、事業収益の確保、売電事業を継続するため、適切に維持管理が行われておりますので、町による現状の調査は必要がないと考えており、法令違反があれば、その法律を所管する行政機関において調査し、指導するべきであると考えてございます。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） ありがとうございます。

国に対して、全般的な設計基準等の誤り等を直すというか、そういうふうなことを含めて法律ということをつくっていただくようにということでありましたが、地域の状況に応じてその問題をクリアするのに、町としてクリアできるような形のものを持つことについても意義はあると思うんですけれども、例えば古座川町の出されている条例につきましては、目的については太陽光発電事業と地域との調和及び自然環境の維持を図る、良好な環境の保全に寄与することを目的にしてあります。

また、発電設備については50kw未満として、県の条例の範囲に入らないものを対象にし、家庭などでよく行われている設備の全部を建築物に設置するものを除くとされてあります。地域の状況に応じた防災や環境保全、周辺との調和への配慮を求めています。そしてまた、町長が適正な実施のために必要な指導、助言を行えるものともうたっております。そういうふうな特徴を持っています。

また、岐阜県の御嵩町での条例を見てみますと、太陽光発電の導入を進めるということ为前提に調和を求めるといった形の目的を持った条例になっています。適正な立地、維持管理をもって、貴重な森林、農地等の良好な自然環境、住民が安心して、住環境の保全に寄与することを目的とされています。その上で、地域の特性に応じて、景観への配慮とか自然災害、人的災害、事故その他の非常事態が発生した場合の安全性の確保の努力を求める条例になっています。

そういったことを含めまして、これらの自治体が条例をつくるという意義について、どのようなものと思われませんか。

また、自治体がつくろうとしたことについて、また、その効果を調査しておくことが大事ではないかと思いますが、その見解をお伺いしたい。

もう一つ、災害に遭った設備、施設がどのような状態であったか、既に知見をお持ちのことと思います。現状を把握しておくことは、不幸にも次の災害に対して対応しなければならないことがあったときに、事前の情報としてとか、新たに設置されていけよう設備について注目していく上では非常に重要であると考えますが、見解をお伺いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員の再質問にお答えいたします。

条例を制定している市町村につきましては、どういうふうにしたのかということは聞いてはおりませんが、設備の設計及び設置、維持管理に関する法的根拠がありまして、出力50kw未満の太陽光発電設備の設計及び設置に関して、電気設備に関する技術基準を定める通産省令の第4条において、「電気設備は、感電、火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように施設しなければならない」、そういうようにしなければならないと規定されており、設置者は法的に技術基準に適合するよう、設備の保安責任を負ってございます。法的にそういうことを負っておりますので、私どもは町としてはそういうことはなかなか難しいのではないかとということです。

あと、台風等のことにつきましても、太陽光発電設備を建設すると、その所有者は管理責任を負います。これは太陽光発電設備に限らず、いろんな建築物や工作物においても同じことですが、所有者については管理責任が発生しております。保守点検や維持管理に関して、通産省令や電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、改正FIT法における再生可能エネルギー発電設備の設置に関する認定基準において、発電設備を適切に保守点検及び維持管理するための必要な体制を整備し、実施するものであることと規定されておりまして、自然エネルギー庁への事業計画認定申請におい

て、事業の実施及び維持管理に関する体制の記載が義務づけられていることから、事業者は法的にも管理責任を負っております。

よって、通産省令やFIT法において、保守点検や維持管理に関する体制の整備が義務づけられていることから、上位法において定めがあるため、私どもに条例制定の必要はなく、その管理方法や具体的なことを所有者や事業者において定めるものと考えますので、調査をする必要がないと考えます。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 上位法の形があるということで守られていくというふうにとられていることになるようではございますけれども、しかし、一方で、独自として見ていくことは非常に重要であるかと思っております。そのことを最後に訴えて、全体の質問を終わりたいと思っております。

○議長（谷重幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後三時三〇分散会

再開は、あす12日午前9時です。

お疲れさまでした。